

総 括 調 査 票

令和 2 年 8 月公表分（13 事案）

【 目 次 】

		頁
(1)	[内閣・内閣府] 内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況	1
(5)	[総務省] 行政評価等実施事業のうち行政相談に係る経費	3
(6)	[総務省] ナショナルサイバートレーニングセンターの構築に係る経費（実践的サイバー防御演習分）	5
(8)	[外務省] 日本特集番組制作支援事業	7
(9)	[外務省] Gavi ワクチンアライアンス拠出金	10
(10)	[財務省] 財務局機能強化・地域連携推進経費	12
(11)	[財務省] 確定申告時駐車場整理委託経費	14
(24)	[農林水産省] 農業次世代人材投資事業	17
(25)	[農林水産省] 鳥獣被害防止総合対策交付金	19
(26)	[農林水産省] 森林・山村多面的機能発揮対策交付金	23
(30)	[国土交通省] 地籍整備の推進	26
(31)	[国土交通省] 直轄河川改修事業	29
(36)	[環境省] 指定管理鳥獣捕獲等事業等	31

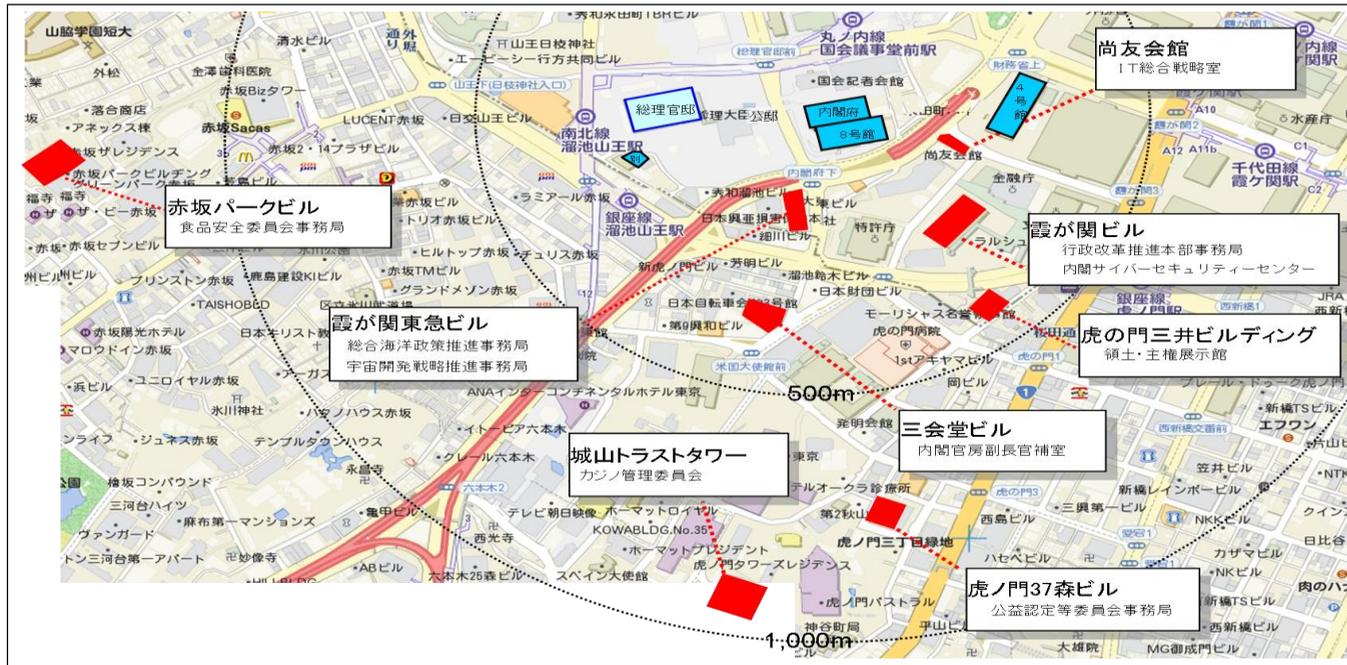
総 括 調 査 票

調査事案名	(1) 内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況			調査対象 予算額	令和元年度：1,102百万円 ほか (参考 令和2年度：1,265百万円)		
府省名	内閣・内閣府	会計	一般会計	項	内閣官房共通費、内閣本府共通費ほか	調査主体	本省
組織	内閣官房、 内閣本府ほか			目	土地建物借料	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- 内閣・内閣府は霞が関の近辺に複数の民間ビルを賃借し、庁舎として活用している。令和2年6月時点で8箇所を賃借しており、令和2年度予算において、約13億円の経費が必要となっている。
- こうした民間ビルの活用は内閣・内閣府の組織新設に伴い、近年、増加してきており、令和2年度においても民間ビルへの移転が予定される組織（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）がある。
- 調査にあたり、現在、民間ビルに入居している各組織（10組織）に対して、調査票を発出し、入居先の選定にあたって、それぞれどのような検討を行ったか確認を行った。



②調査の視点

【調査対象年度】

平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】

内閣官房IT総合戦略室、内閣本府
食品安全委員会事務局など10先

1. 規模・配置の適切性

- 霞が関近辺は賃料が高い地域となっているが、事業所等の立地は適切であるか。
- 庁舎移転にあたり、代替地や組織改編等の状況を踏まえ、庁舎の既存スペースの活用について検討を行っているか。
そのほか、民間ビルから別の民間ビルへの移転を行う組織がある場合に、その後に入居するなど、効率的な執行を行うための検討を行っているか。

2. 単価設定等の適切性

- 単価等が市場の実勢を適切に反映して設定されているか。
- 同種の業務がより低いコストで行われているか（不動産コンサルタント等の活用により賃料を抑えるなどの努力を行っているか）。

総 括 調 査 票

調査事案名 (1) 内閣・内閣府庁舎における民間ビル使用状況

③調査結果及びその分析

1. 規模・配置の適切性

- ほぼ全ての組織において、立地条件の指定が「官邸・内閣府本庁舎と直近の場所」となっているが、それぞれの組織により、立地条件等の必要性は異なるのではないかと。安全保障や危機対応関連の部局とそれ以外の部局では、おのずと「官邸・内閣府本庁舎との距離が直近である必要性」は異なるはずであり、内閣府はこうした点も考慮すべき。
また、賃料等は立地するエリアのほか、建物のスペック等でも大きく変動することから、各組織において特徴や立地条件等（面積や利用者の利便性）を整理する必要がある。
- 庁舎移転にあたり、内閣・内閣府内でどの程度の期間を対象（例：半年後、一年後など）として空きスペース等が生じるかについての検討状況の確認を行ったところ、短いものでは3ヶ月程度で決定した案件があった。
こうした検討期間が短いケースでは、組織改編などの状況を踏まえ、空きスペースが来年度に出る可能性などの検証を行うことが困難となっている。
- 内閣府では令和元年度に民間ビルから別の民間ビルへの移転を行っているが、移転により生じる空きスペースについては有効に活用されていないのではないかと。令和2年度においても内閣の組織が別の民間ビルへの移転を予定しており、新規の民間ビルへの移転には、LAN線の整備といった初期コストが必要となる。当該組織を移転により生じる空きスペースに入居させていけば、こうした初期コストは不要となっていたのではないかと。
こうした事例を踏まえ、内閣・内閣府においては一定期間（今後一年間など）の中長期的な視点をもって、民間ビルの活用について検討を行う必要があるのではないかと。

【民間ビルへの移転にかかる意思決定スキーム】



2. 単価設定等の適切性

- 賃借するスペースにより、価格は変動するものの、高いところでは年間で4億円近い費用を支払っている組織もある。
- 入居物件の決定に当たっては、全ての組織で複数の物件賃料との比較を実施していた。
- 一方で、ビルオーナーとの直接交渉の実施や、不動産コンサルタントの活用により、賃料を安く抑える取組を実施している組織もあり、賃料等の交渉については、単に複数の見積もりを取る以外にも様々な方法があることがわかった。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 規模・配置の適切性

- 入居において、必要となるスペースや各組織の特徴に応じて異なる点は考慮しなければならないが、各組織の特徴に応じて立地条件の審査を行い、コストダウンを図るべきではないか。
こうした点を曖昧にすると、高額の物件のみを対象として、複数検討することとなり、適切な予算執行が図られないことが懸念される。
- 内閣府においては、ある程度の期間を視野において、各組織からの要望の可否について判断する必要がある。
時限組織の多い内閣・内閣府において、非効率な予算執行とならないよう、単にその時点の空きスペースの状況だけでなく、移転の予定等も含め把握しておくべきではないか。

2. 単価設定等の適切性

- 個別の組織が賃料を低減するためにやっている努力を横展開すべき。
個別交渉や不動産コンサルタントの活用等により、コストダウンが図られていることから、今後発生する民間ビルの賃借についても、こうしたノウハウを活用すべきではないかと。

総 括 調 査 票

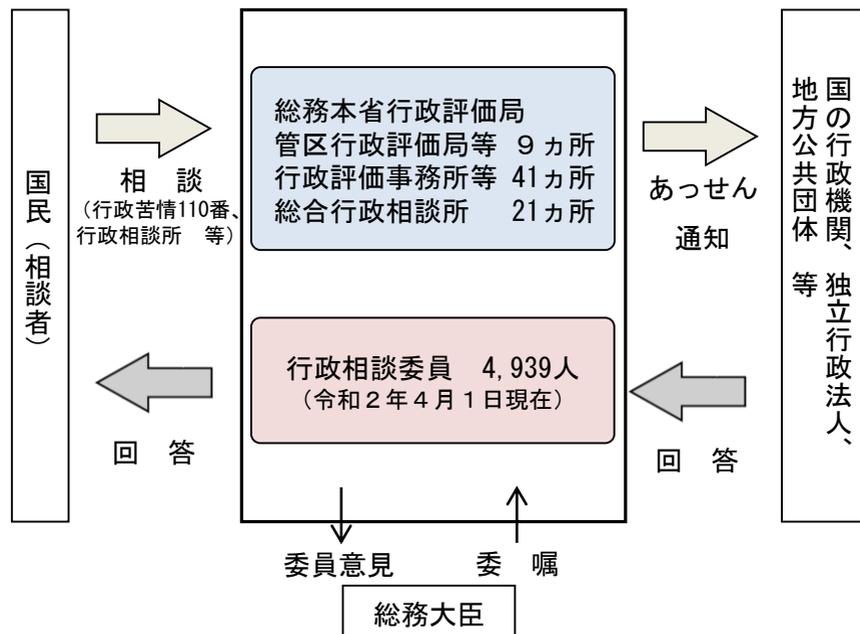
調査事案名	(5) 行政評価等実施事業のうち行政相談に係る経費			調査対象 予 算 額	令和元年度：546百万円 ほか (参考 令和2年度：546百万円)		
府省名	総務省	会計	一般会計	項	行政評価等実施費	調査主体	本省
組織	管区行政評価局			目	行政相談委員実費弁償金、庁費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

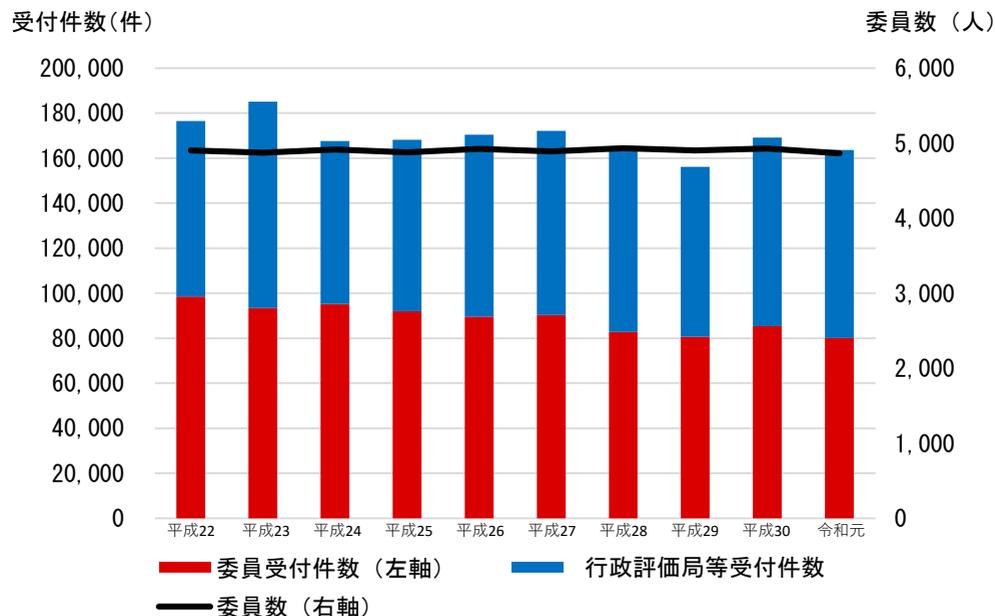
【事案の概要】

- 総務省は、行政機関等の業務に関する苦情の申出について、担当行政機関とは異なる立場から関係機関へのあっせん等により、苦情の解決を行っている。
- 具体的には、定期・不定期に行政相談所を開設するほか、行政苦情110番（全国共通番号）で最寄りの管区行政評価局等において苦情の相談を受け付けている。
- また、行政相談委員法に基づき、社会的信望がある者を行政相談委員（全国4,939名）に任命し、苦情の相談、助言等の業務を委嘱している。委員は、無報酬で定期・不定期に開設される行政相談所等で活動しているが、業務遂行のための交通費、資料購入費等を弁償金として国から支給している。

【行政相談の流れ】



【行政相談受付件数及び委員数の推移】



総 括 調 査 票

調査事案名 (5) 行政評価等実施事業のうち行政相談に係る経費

②調査の視点

1. 総合行政相談所運営経費

○全国主要都市のデパート等に開設されている総合行政相談所21カ所の相談受付件数、運営経費等はどのようになっているか。

2. 行政相談委員実費弁償金

○実費弁償金の経費ごとの支出状況はどのようになっているか。

【調査対象年度】

平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】

総務本省行政評価局

管区行政評価局等 9カ所

行政評価事務所等 41カ所

総合行政相談所 21カ所

③調査結果及びその分析

1. 総合行政相談所運営経費

○運営経費（令和元年度）は合計5,765万円であり、内訳は行政相談推進員（給与有）等の人件費4,958万円、テナント料540万円、事務費等267万円となっている。

○1～2名の行政相談推進員等が業務を行っており、祝日等を除く毎日開設型、週1日開設型、月2日開設型、月1日開設型に区分できる。

○開設形態ごとの1日当たりの受付件数、1件当たりの運営経費は、【表1】のとおりであり、月1日開設型が最も効率的に業務を実施している。集中的に相談を受け付けることで、テナント料、人件費を抑制している。

○1件当たりの運営経費が最大となっている相談所は、受付件数が週1日開設型で平均1日1件にとどまっており、稼働状況は極めて低位となっている。また、1件当たりの運営経費は、【表2】のとおり最小の8倍となっている。（参考）平成22年度において、稼働状況が低位な相談所6カ所を廃止している。

【表1】 開設形態別1日当たりの受付件数等

開設形態	受付件数/日	運営経費/1件
毎日開設型（9カ所）	4件	4,960円
週1日開設型（8カ所）	4件	6,609円
月2日開設型（2カ所）	5件	5,350円
月1日開設型（2カ所）	19件	2,973円

【表2】 1件当たりの運営経費の状況

	最大A	最小B	A/B	平均
運営経費/1件	16,122円	2,075円	8倍	5,436円

（参考）行政相談委員の一人当たりの年間受付件数は、平成22年度に比べて約2割減少（平成22：20.1件 → 令和元：16.5件）している。

2. 行政相談委員実費弁償金

○【表3】の交通費16,480万円のうち、6,397万円が各種研修、ブロック会議等への出席費用である。

○一部、研修と会議を合同開催にするなどの取組も行われていたが、開催回数は、年間延べ704回となっている。

【表3】 実費弁償金の内訳（令和元年度）

費途	執行額	割合
交通費	16,480万円	58%
資料購入費	8,091万円	28%
消耗品費等	3,985万円	14%
合計	28,555万円	100%

④今後の改善点・検討の方向性

1. 総合行政相談所運営経費

○稼働状況が極めて低位な相談所や、受付件数1件当たりの運営経費が高くなっているところがある。

○受付件数等を踏まえて、稼働日数、体制、開設場所等の見直しについて検討し、効率化を行うべき。

現在は主として行政相談推進員により業務が実施されているが、行政相談委員一人当たりの受付件数が近年低下している状況も踏まえ、行政相談委員の積極的な参画について検討すべきではないか。

2. 行政相談委員実費弁償金

○行政相談委員向けの各種研修やブロック会議等が毎年多数開催されている。これらについては、統廃合やオンラインでの開催等を推進することにより、効率化を行うべきではないか。

以上、事業の実施方法を一部見直し、予算の効率的・効果的な執行に努めるべきである。

総 括 調 査 票

調査事業名	(6) ナショナルサイバートレーニングセンターの構築に係る経費（実践的サイバー防御演習分）		調査対象 予算額	令和元年度：924百万円 ほか (参考 令和2年度：1,064百万円)			
府省名	総務省	会計	一般会計	項	情報通信技術研究開発推進費	調査主体	本省
組織	総務本省			目	情報通信技術研究開発推進事業費補助金	取りまとめ財務局	—

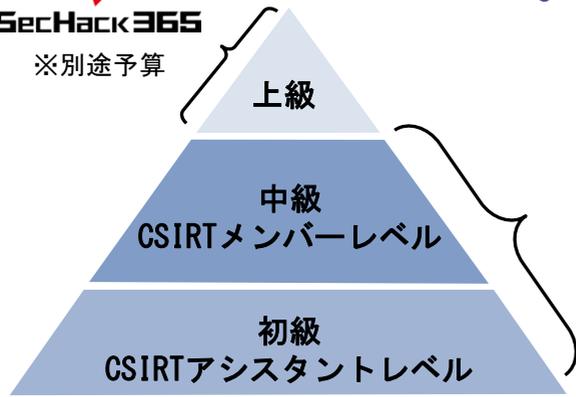
①調査事業の概要

【事業の概要】

- 巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対し、実践的な対処能力を持つセキュリティ人材を育成するため、平成29年度より、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）の「ナショナルサイバートレーニングセンター」において演習を実施。
- 国の機関、独立行政法人、地方公共団体、重要インフラ事業者等の情報システム担当者を対象として、体験型※の実践的サイバー防御演習（CYDER：Cyber Defense Exercise with Recurrence）を年間100回・3,000名規模で実施。
- ※ 受講者は、組織のネットワーク環境を模した大規模仮想LAN環境下で、チーム単位で実機の操作を伴いながらサイバー攻撃によるインシデントの検知から対応、報告、回復までの一連の対処方法を体験。



※別途予算



CSIRT (Computer Security Incident Response Team)

：コンピュータやネットワーク上で何らかのセキュリティ上の問題が起きていないかどうか監視すると共に、問題が発生した場合にその原因解析や影響範囲の調査をする組織

コース		対象者	習得スキル目標	受講対象組織
中級	B-1コース	情報システムの 管理者・運用者	・PC・サーバ・ネットワーク機器等の ログを監査できる ・上司やベンダー等と適切に情報共有 し主体的に対応できる	主に地方公共団体
	B-2コース			主に国の機関、 重要インフラ事業者等
初級	Aコース	実務担当者	・事前の備えとして何をすればよいか 理解できる ・ベンダーからの報告書を読み解き、 適切に情報共有できる	全組織共通

総 括 調 査 票

調査事案名 (6) ナショナルサイバートレーニングセンターの構築に係る経費（実践的サイバー防御演習分）

②調査の視点

1. 実践的サイバー防御演習の実施状況

- 受講人数、受講者の属性、一人当たりの受講回数はどうなっているか。
- 受講地方公共団体に偏りはなにか。
- 研修効果については十分か。受講地方公共団体における共有や活用が行われているか。

2. 実践的サイバー防御演習の予算の執行状況

- 経費ごとの予算の執行状況はどうなっているか。

【調査対象年度】
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】
国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）

③調査結果及びその分析

1. 実践的サイバー防御演習の実施状況

- 各コースの受講人数、受講者の属性は、【表1】のとおりである。
- 毎年3コースの演習用シナリオを作成しているが、3年間（平成29年度～令和元年度）で同一コースを複数回受講している者は、Aコース208人（2.9%）、Bコース329人（4.6%）だった。
- 都道府県は全て受講しているが、市町村は844市町村（47.2%）が未受講となっている。
- 受講後のアンケート結果によれば9割以上がスキルが向上したと回答しているが、各組織における演習内容の共有や活用状況のフォローアップは行われていない。

【表1】

（単位：人、%）

	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	Aコース	Bコース	計 (%)	Aコース	Bコース	計 (%)	Aコース	Bコース	計 (%)
国の機関等	107	420	527 (18)	279	326	605 (23)	564	391	955 (31)
地方公共団体	1,268	621	1,889 (63)	1,009	655	1,664 (62)	1,261	554	1,815 (59)
重要インフラ事業者等	102	491	593 (20)	101	296	397 (15)	124	196	320 (10)
計	1,477	1,532	3,009 (100)	1,389	1,277	2,666 (100)	1,949	1,141	3,090 (100)

※Bコースの計数は、B-1とB-2コースの合算

2. 実践的サイバー防御演習の予算の執行状況

- 開催回数は、Aコースが47都道府県で66回、Bコースが各総合通信局等の11地域、東京等大都市39回の合計105回となっている。
- 会場実施費（演習環境セット、講師謝金等）が執行額の59%を占めている。

【表2】

（単位：百万円、%）

	令和元年度予算 A (%)	執行実績 B (%)	差額 = B - A
シナリオ作成費	116 (13)	78 (9)	▲38
会場実施費	415 (45)	520 (59)	+105
その他※	394 (43)	280 (32)	▲114
計	924 (100)	878 (100)	▲47

※その他は、システム保守費、オンライン演習の準備開発費（令和元年度～令和2年度で構築予定）、広告費等

④今後の改善点・検討の方向性

- Aコース、Bコースを複数回受講した者は5%未満であり、各コースの演習用シナリオを毎年更新する必要性は乏しいのではないかと。
インシデントの発生状況等も踏まえつつ、数年ごとの作成とするなど予算の効率化を図るべきではないか。
- 演習の開催回数が多いことから、執行額の6割が会場実施費となっている。また、未受講の市町村が5割残っている。
オンライン演習環境の整備を進めること等を通じて、会場実施費の効率化を図るとともに未受講地方公共団体の参加を積極的に促すべきではないか。
- 演習効果の最大化を図る観点から、受講者が演習内容を持ち帰って組織内で共有・活用できるようなツールの提供や活用状況のフォローアップを行うべきではないか。

以上、事業の実施方法を一部見直し、予算の効率的・効果的な執行に努めるべきである。

総 括 調 査 票

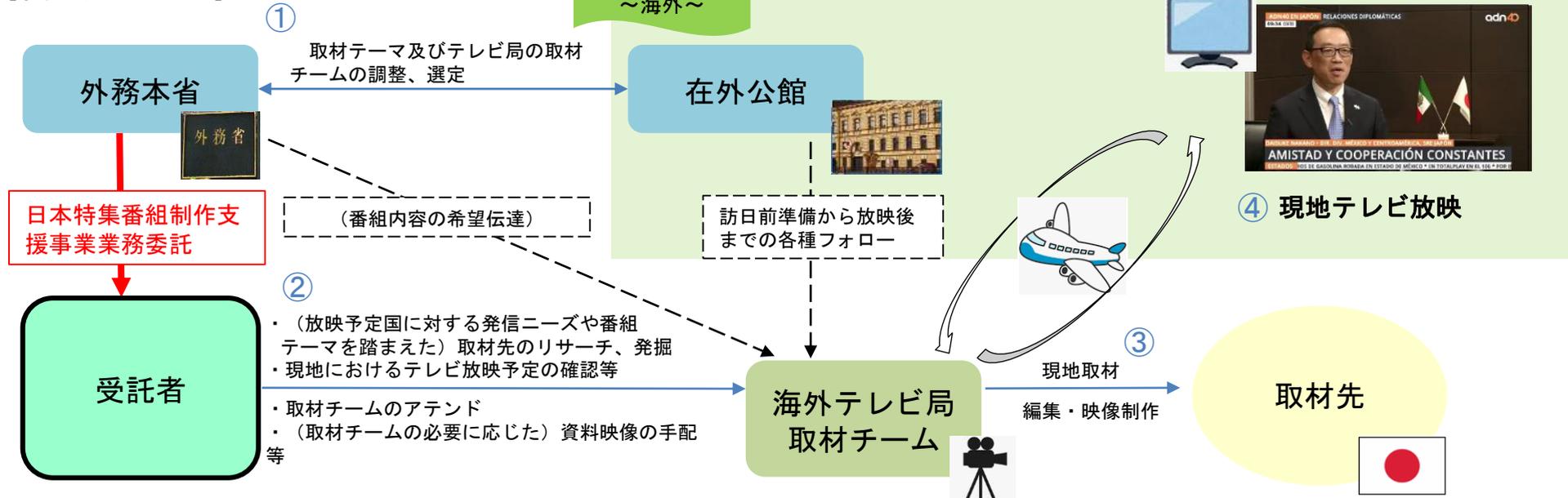
調査事案名	(8) 日本特集番組制作支援事業			調査対象 予算額	平成30年度：7百万円 ほか (参考 令和2年度：7百万円)		
府省名	外務省	会計	一般会計	項	広報文化交流及報道対策費	調査主体	本省
組織	外務本省			目	諸謝金、職員旅費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

- テレビを通じて日本の政策・社会・産業・文化等を海外で紹介することで、対日理解促進を図ることが事業の目的である。
- 海外の有力テレビ局の取材チームを招へいし、政治、経済、社会事情、文化等の幅広い分野における最新の日本事情等に関する取材機会を提供し、日本特集番組の制作支援を行い、当該国において放映させる。
- 事業の実施フローは下記のとおりである。
 - ① 取材テーマについては、日本特集番組を放映する現地テレビ局（現地視聴者の嗜好を熟知）の関心やニーズも検討の上、外務本省及び在外公館で調整の上決定
また取材テーマにあわせて、招へいするテレビ局の取材チームは外務本省において選定
 - ② 放映予定国に対する発信ニーズを踏まえて企画された番組テーマに応じ、より適した取材先等のリサーチ及び招へいするテレビ局の取材チームのアテンドの調整等を、事業実施者（受託者）が実施
 - ③ テレビ局の取材チームが日本で取材したものを、編集・映像制作
 - ④ 現地で放映

【事業のイメージフロー】



総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 日本特集番組制作支援事業

②調査の視点

【調査対象年度】
平成28年度～平成30年度

【調査対象先数】
外務本省

1. 放映国・テーマの選定方法

事業目的の達成に資する観点から、放映国及びテーマが適切に選定されているか。

③調査結果及びその分析

1. 放映国・テーマの選定方法

(1) 選定基準

・ 放映国やテーマについては各在外公館からの推薦を基に選定されるが、その選定基準は下記のとおりとなっている。

A 日本外交の6つの重点分野（①日米同盟の強化及び同盟国・友好国のネットワーク化の推進、②近隣諸国との関係強化、③経済外交の推進、④地球規模課題への対応、⑤中東の平和と安定への貢献及び⑥「自由で開かれたインド太平洋」の推進）を念頭に選定

B 近接した過去に招へい実績のない国やテレビ局を優先的に選定

・ Aについては、広範かつ漠然としており、このいずれにも該当しないテーマを選定することは想定し難く、Bについては、限られた予算の中でなるべく広く事業を実施するという大まかな方針が表れているが、いずれにせよ、基準として具体性に欠ける。

(2) 放映国の選定理由

・ 調査対象年度における支援国11カ国について、放映国の選定理由を個別に確認したところ、公共放送等の幅広い視聴者層を有するテレビ局があること（11カ国）、日本との国交記念行事等が開催されること（8カ国）が主な選定理由であり、当該国における「対日世論調査の対日理解度が低い」ことを理由としている国は無かった。
【表1】

【表1】放映国の選定理由

	対日世論調査の対日理解度が低い	国交記念行事等が開催予定	幅広い視聴者層を有するテレビ局がある
A	-	○	○
B	-	○	○
C	-	○	○
D	-	-	○
E	-	-	○
F	-	-	○
G	-	○	○
H	-	○	○
I	-	○	○
J	-	○	○
K	-	○	○
計	0	8	11

(3) 放映テーマ

・ 調査対象年度における支援国11カ国について、番組の放映テーマの概要は【表2】のとおりとなっている。
・ 対日理解を促進するために、日本の質の高いインフラ技術等の紹介や、放映国との交流周年を機にこれまでの両国の交流をドキュメントとして放映している。

【表2】各放映テーマの概要

A	日本の技術を生かした質の高いインフラや、両国に関係する人物を番組の中で広く紹介
B	両国間の絆や秘話をテレビ映像で広く現地視聴者に周知
C	日本の技術を生かした質の高いインフラ等を紹介
D	「平和と繁栄の回廊」構想を始めとする日本による支援内容の周知
E	質の高いインフラ(日本の新幹線の特徴・魅力・優位性)や、ポップカルチャーを紹介
F	2020年東京五輪開催に向けて更に変貌を遂げる「今の日本」の紹介や、ジャパンハウスを拠点に活動しているコンテンツホルダーの試みの紹介
G	国交樹立周年を機に、これまでの両国民の交流を紹介
H	交流周年を機に、我が国に優位のある技術などを紹介
I	国交樹立周年を機に、我が国の外交政策、伝統と文化、質の高いインフラ等を紹介
J	対日理解促進交流プログラムで訪日する機会に合わせて、交流の様子を紹介
K	外交関係樹立周年を機に、両国関係の歴史や現状を振り返る日本特集を放映

④今後の改善点・検討の方向性

1. 放映国・テーマの選定方法

・ 単に国交樹立等に係る該当周年や大型行事に合わせた相手国における対日世論の一時的盛り上げに終わらせず、計画的な事業目的の達成に寄与すると考えられる国・テーマを優先的に選定するなど、選定方法をより事業目的に則した形に見直すべき。

・ また、必ずしも事業未実施国を優先するのではなく、たとえば、事業を終了したものの十分に事業効果が表れていないと見込まれる国については、その要因を十分に検証の上、当初の事業終了から数年後にフォローアップとして再度事業を実施することも検討すべきではないか。

総 括 調 査 票

調査事案名 (8) 日本特集番組制作支援事業

②調査の視点

2. 事業効果の検証

番組放送後、相手国民への波及効果等まで検証しているか。単に放送状況を把握しているだけになっていないか。

3. 外国報道関係者の招へい等、同様の目的を有する他事業の検証

外国報道関係者の招へい等、本調査事業と同様の目的を有する他事業についても適切に効果検証がなされているか。

③調査結果及びその分析

2. 事業効果の検証

- ・ 番組の視聴状況等、事業の直接的効果について、どのような目標設定・評価を行っているか確認したところ、調査対象全てにおいて、
A 延べ放映時間60分（一部30分）以上を達成しているか
B 招へい趣旨に合致した番組内容となっているか
という目標を設定していた。
Aについては、番組が実際にどの程度視聴されているか把握できず、Bについては、テーマの趣旨に合致した番組を制作・放映するのは目標というより事業実施の単なる前提であると考えられる。
- ・ 番組放映による相手国民の対日理解の促進等の事業効果について、どのような目標設定・評価を行っているか確認したところ、
A テレビチームが訪日取材し帰国した後、在外公館職員が先方政府やテレビチーム等関係者に面会して感想等を聴取
B 正しい対日理解促進に役立ったか、現地視聴者にとって興味深い放送内容になっているか
という目標を設定していた。
Aについては、番組内容が相手国民の対日理解の促進にどの程度寄与しているか把握できず、Bについては、大まかな目標設定であり、そのため具体的な評価が困難になっていると考えられる。

3. 外国報道関係者の招へい等、同様の目的を有する他事業の検証

- ・ 「対日理解の促進」という本調査事業と同様の目的を有する「外国報道関係者招へい費（※1）」、「外国メディア向けプレスツアー（※2）」についても、2. と同様にどのような目標設定・評価を行っているか確認したところ、それぞれ下記の目標が設定されていた。
【外国報道関係者招へい費】
「訪日取材に基づく記事を3本掲載」、「海外における正しい対日理解を促進する内容で報道される」等
【外国メディア向けプレスツアー】
「参加記者に記事執筆を促す」、「海外における正しい対日理解を促進する内容で報道される」等
（※1）海外の有力紙記者を招へいし、訪日取材に基づく記事（ツールはテレビではなく紙面（オンライン紙やラジオを含む））を執筆させる事業。
（※2）在京特派員に対し、日本の現地取材に基づいた記事を執筆させる事業。
- ・ いずれについても、目標としては定性的かつ抽象的又は単なるアウトプットのみのものであり、2. と同様に、事業効果の検証を可能とするような適切な目標が設定されていなかった。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 事業効果の検証

事業効果の検証を確実に進めるようにするために、
① 放映した番組がどの程度視聴されているか
② 視聴された結果、相手国民の対日理解促進に寄与しているか
の各段階について、適切なアウトカム指標を用いた目標を設定し、事業実施後に評価を行うべき。

3. 外国報道関係者の招へい等、同様の目的を有する他事業の検証

本調査事業と同様の目的を有する他事業についても、2. と同様に、事業効果の検証を確実に進めるよう、目標設定及び評価の方法を見直すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(9) Gaviワクチンアライアンス拠出金		調査対象 予算額	令和元年度(補正後) : 2,073百万円 ほか (参考 令和2年度 : 13百万円)		
府省名	外務省	会計	項	国際分担金其他諸費	調査主体	本省
組織	外務本省			一般会計	政府開発援助経済協力国際機関 等拠出金	取りまとめ財務局

①調査事案の概要

【事案の概要】

途上国へのワクチン普及や保健システム強化等の支援のため、Gavi, the Vaccine Alliance (Gavi) へ拠出する経費である。日本国内のワクチン市場が少子化により縮小する中、Gaviが供給する途上国向けワクチンの開発・生産に日本企業が参加することにより、設備投資のインセンティブとし、ひいては国内ワクチン産業の活性化や能力強化に繋げる。

●Gaviの取組

Gaviは、平成12年に設立された官民パートナーシップである(本部：ジュネーブ)。現地事務所等はなく、事業の執行は、国際連合児童基金(UNICEF)、世界保健機関(WHO)及び現地政府が実施している。5年ごとの計画に基づき、各国に資金拠出を求める仕組みとなっている。日本は、平成23年に拠出を開始し、累積拠出額は265億円である(平成23年度当初予算～令和2年度補正予算(第1号)※厚生労働省計上の令和2年度補正予算(第1号)55億円を含む)。

●第3次増資期間(令和3年～令和7年)の活動予定

(1) ワクチンプログラム

- ・乳幼児等へのワクチン接種(肺炎球菌・ポリオ・ロタウイルス・子宮頸がん・黄熱病等)、緊急時のワクチン備蓄(エボラ・コレラ等)
- ・ワクチン事前買取制度(AMC)、予防接種のための国際金融ファシリティ(ワクチン債)による革新的資金調達も活用

(2) 予防接種制度への投資

- ・遠隔地・紛争地域等を含む、ワクチン調達・配送網等の保健システムの強化(医療従事者の育成・確保、コールドチェーンの整備、普及啓発活動等)
- ・マッチングファンド、企業連携等によるイノベーションの拡大

(3) 今期は、通常活動に加え、新型コロナウイルス感染症対策支援活動も追加する。上記(2)の保健システム強化のための資金の一部を、当該感染症対策の医療資機材の調達や人材育成等に充当することを承認済み(令和2年4月9日)。また、上記(1)のワクチン事前買取制度に特別枠(Gavi Covax AMC)を設置することも表明した(同年6月4日)。

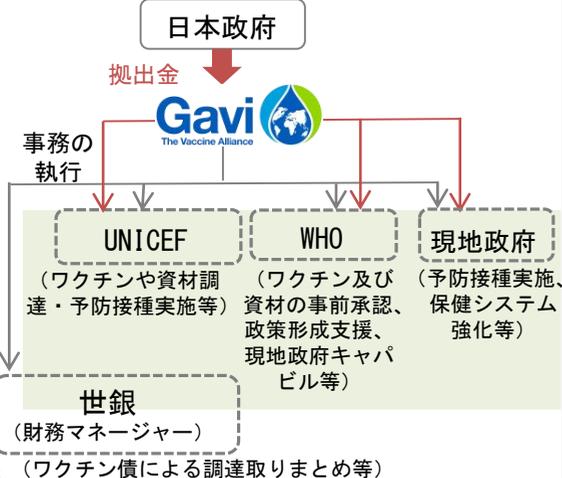
●第3次増資会合(令和2年6月4日)における日本政府のプレッジ概要等

第3次増資会合における資金調達目標(通常分)74億ドルに対し、各国・団体から、新型コロナウイルス感染症対策を含め、合計約88億ドルの支援が表明された。

この中で、日本政府は、総理がビデオメッセージにより、「日本企業のワクチン製造・供給能力、更には日本企業の優れたイノベーションが今まで以上に活用されることを期待」とした上で、「当面3億ドル規模」の支援※を表明し、Gaviの要請に満額で応えた。

※ 新型コロナウイルス対策として令和2年度補正予算(第1号)に計上済の1億ドル(外務省・厚生労働省各55億円)を含む。

【資金・事業実施の流れ】



②調査の視点

【調査対象年度】 平成23年度～令和元年度

【調査対象先数】 拠出先(実施団体) : 1先

1. 運営状況・事業内容等の把握と関与

Gaviの運営状況・事業内容等を適時適切に把握しているか。Gaviの運営に対し拠出額に見合う関与ができてきているか。

2. 日本への有益性、成果目標の適切性

Gaviへの拠出を通じ、日本は、どのような効果が得られているか。成果目標としている指標・水準は適切か。

追加拠出に当たり、過去の拠出金の活用状況の把握や効果検証等が行われているか。



総 括 調 査 票

調査事案名 (9) Gavi ワクチンアライアンス拠出金

③調査結果及びその分析

1. 運営状況・事業内容等の把握と関与

●運営状況等の把握

Gaviの運営状況については、年次活動報告及び財務報告に加え、必要に応じて、随時問い合わせを行い、プログラムの実施状況を把握している。

●Gaviの意思決定への関与

Gaviの意思決定を行う理事会は、ドナー国代表5席を含む計28席で構成される。先進国ドナーは、5つの理事区分に分けられており、日本は、米国・豪州・韓国と同じ理事区分に所属している。理事区分ごとに選出された理事及び理事代理に、理事会での投票権及び発言権が付与される。

ドナー間の合意に基づき、各増資期間の資金需要の1%以上を拠出した場合に、理事・理事代理に立候補することが可能となる。運用の詳細は、理事区分内で相談して決定する。
⇒ 第2次増資期間（平成28年～令和2年）の日本の拠出総額は、合計9,500万ドル（106.5億円）である。総資金需要（95億ドル）の1%以上との基準は満たしたが、本年4月までの理事・理事代理は、米国・豪州が交代で務め、日本は、理事会にオブザーバー参加のみとなっていた。

2. 日本への有益性、成果目標の適切性

●日本企業からの調達等の状況

平成12年から令和元年にかけて、Gaviにワクチンを提供する会社は、先進国5社から、世界17社にまで増加したが、日本企業によるワクチン提供実績はゼロである。

ワクチン提供以外の日本企業の調達実績は、①NEC（幼児指紋認証技術を活用した英国企業との連携事業の実証実験、令和2年4月開始）と②ヤマハ（ワクチン運搬用バイク2,807台・モーターボート10台（平成27年～平成30年））の2社となっている。

※ この他、イノベーション拡大の取組への参加事例がある（ワクチン債の引受（大和証券）・購入（第一生命）、INFUSE（新技術をもつ企業支援）への拠出（Asia and Africa Investment Consulting））。

●成果目標の適切性について

平成28年～令和2年の5年間で、Gaviの活動により(i)500～600万人の救命、(ii)Gaviが支援する国における5歳未満時死亡率の平均（千人ごと）62人から56人に低下、(iii)邦人職員数の増加を達成する。また、補正予算拠出分については、(iv)エボラ出血熱その他の感染症の感染拡大と子どもの死亡防止、(v)日本企業のイノベーションとGaviの協力の強化とされている（平成31年度政策評価における成果目標（行政事業レビューシート）より）。

⇒ 現在の成果目標のうち、上記(i)(ii)(iv)はGavi全体の目標であり、上記(v)は日本独自の目標ではあるものの定量目標となっていない。日本独自の定量目標は(iii)邦人職員数のみとなっており、過去の効果検証等を踏まえた追加拠出の判断が困難な状況である。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 運営状況・事業内容等の把握と関与

● 令和2年1月から、豪州がGavi理事会副議長を務めることになったことに伴い、日本の所属する理事区分で理事代理を一席増席し、交渉の結果、日本が理事代理を務めることとなった（豪州の副議長の任期が終わる令和4年以降は、日米豪で理事・理事代理をローテーションする方針）。日本の施策目的を実現できるよう、理事会でも積極的に発信していくべきである。

2. 日本への有益性、成果目標の適切性

● Gaviを通じて、日本企業のワクチンを途上国に導入し、日本企業の海外販路開拓を通じた国際競争力の強化・企業育成につなげる、との第3次増資会合における日本の施策目的に沿って、複数の新たな定量指標を設定すべきである。具体的には以下のとおりとし、必要に応じ、補助指標も設定する。

・日本企業からのワクチン調達件数（令和7年までに3件程度）、日本企業からのワクチン供給に資する製品の調達件数（令和7年までに5件程度）

・日本の施策目的の理事会への反映（理事会において、Gaviの支援対象ワクチンに Dengue 熱の追加を達成し、日本企業の参入支援を達成）

・Gavi事務局の邦人職員数（拠出比率以上（現在の職員数を前提とすればは3～4名）とし、官房や資金調達部等の重要部署における幹部ポストも獲得）

・全世界的な感染症発生数・日本国内への輸入感染症事例数（令和12年にかけて令和2年対比で腸チフス、麻疹、風疹のGavi支援国からの輸入症例を減少、令和7年に中間評価）

● その上で、第3次増資会合以降の拠出については、上記指標を踏まえた成果連動型の拠出方法を導入すべきである（基本拠出と、成果目標が達成された場合の追加拠出の2段階構成とする）。

総 括 調 査 票

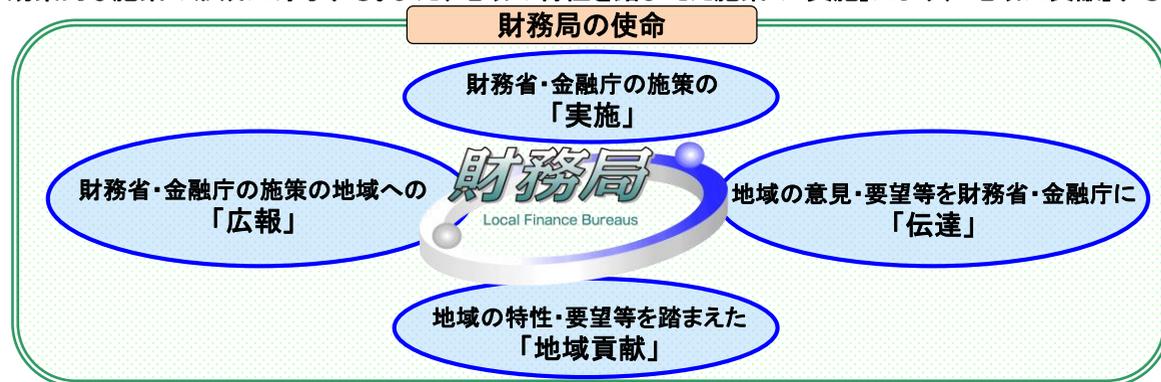
調査事案名	(10) 財務局機能強化・地域連携推進経費			調査対象 予算額	令和元年度：35百万円 ほか (参考 令和2年度：38百万円)		
府省名	財務省	会計	一般会計	項	財務局共通費	調査主体	本省
組織	財務局			目	職員旅費、庁費ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

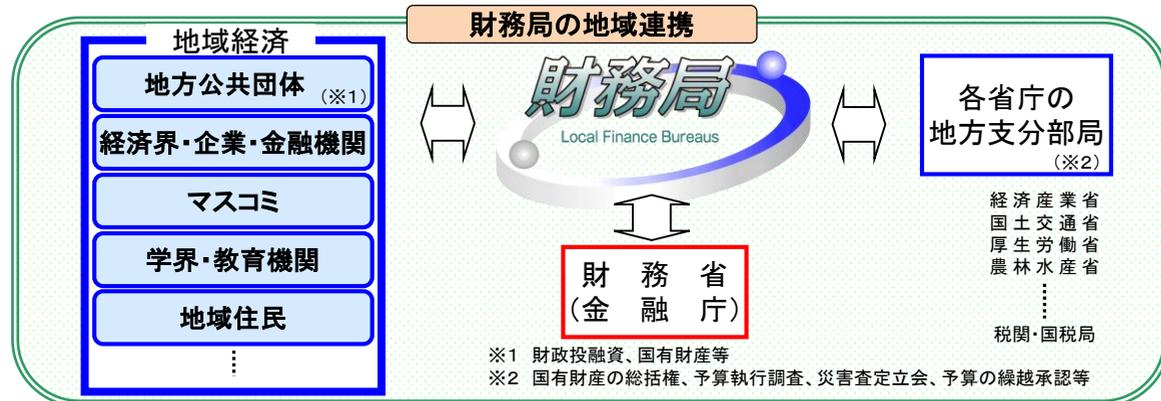
【事案の概要】

財務局が、地域の課題を把握し、地域の特性を踏まえた施策を実施することにより、地域に貢献することや地域と財務省・金融庁をつなぐハブとしての役割を果たすためのプラットフォームの形成などの活動経費である。

財務省及び金融庁の施策の「広報」や地域の意見・要望を本省庁に「伝達」することにより、効果的な施策の形成に寄与する。また、地域の特性を踏まえた施策の「実施」により、「地域に貢献」する。



財務局をハブとするプラットフォームを形成・構築し、地域の主体との連携を強化



②調査の視点

1. 予算の積算方法及び執行の効率化について

予算積算は、各財務局においてどのように見積もられているか。

予算の執行にあたり、効率的な予算執行となるような工夫を行っているか。

2. 事案の選定について

各財務局において、取組方針等の周知・策定は行われているか。また、地域の実情を踏まえた事案の選定が行われているか。

取組事案の選定に際し、他地域の好事例の横展開といった工夫が行われているか。

3. 事案のフォローアップについて

事案の取組後のフォローアップは適切に行われているか。

事案を取り組むにあたり、必要に応じ各府省等との連携が行われているか。

【調査対象年度】

平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】

財務局：10局

総 括 調 査 票

調査事案名 (10) 財務局機能強化・地域連携推進経費

③調査結果及びその分析

1. 予算の積算方法及び執行の効率化について

(1) 予算額及び執行の全体像について

予算額については、各地域において地方版総合戦略が策定され、地方創生に向けた取組が本格化したことを踏まえ、財務局においても、プラットフォームの新設や財務局主催の地方創生関連セミナー等の取組が一層活発になることを見込み【表1】のとおり増額となっているが、執行額は、セミナーを庁舎内で開催するなどの経費節減に努めたこと及び事情により中止・延期となった取組があること等※により低水準で横ばいとなっている。

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策の影響で中止・延期となった取組あり

(2) 予算額の積算方法について

多くの財務局が前年度予算をベースに予算積算を行っており、過年度の執行実績を基に必要額を積算している局は3局のみであった。

(3) 予算の執行について

事案の参加人数規模の多寡に関わらず、会場の借料や議事録作成のための音声データ文字起こし費用の有無等については区々で、また、1件あたりのコストについても数百円～数十万円以上とバラつきがあった。

2. 事案の選定について

すべての財務局において取組方針等を策定・周知しており、策定した取組方針等に基づき、事務所におけるPT等会議を経て、地域ニーズを反映し事案を選定するといった工夫がなされていた。また、地域の特性を活かした案件の選定もできており、地域の実情を踏まえた事案選定は一定程度なされていることが確認できた。

取組事案の分野については、【図1】のとおり、「その他※」を除くと「地方創生支援」及び「金融」分野に偏っており、「その他」を除いた全体の9割が「地方創生支援」もしくは「金融」関係の事案となっていた。

※地方創生支援、国有財産、金融、財政・融資以外の諸テーマによるフォーラムやセミナー、勉強会等

なお、財務局においては、平成26年度から地域連携の取組事例を事例集として公表しており、直近公表の令和元年度分では全財務局で33件の事案公表を行っている。

3. 事案のフォローアップについて

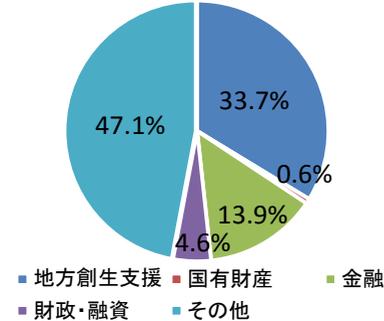
フォローアップを実施していると回答のあった事案は【図2】のとおり全体の約77.2%であったが、中には「情報共有（情報提供）」の実施をもってフォローアップ有と回答している事案（約12.0%）も含まれていたことから、それらを除くと、全体の約65.2%がフォローアップ実施という回答結果となった。なお、「アンケート調査の実施」をもってフォローアップを実施したという回答（約42.4%）に関しては、アンケート結果からは、調査（分析）結果がその後の業務に活かされたか不明なものが見受けられた。

他府省等や機関等との連携については、約69.6%の事案で連携を実施しているとの回答があり、一定程度の連携が行われていることが確認された。内容は、「講師を依頼する」「意見交換会を実施する」が主であった。

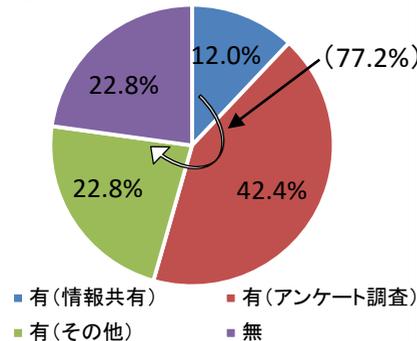
【表1】予算額及び執行額（過去3カ年）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予算額	15,007	27,693	34,703
執行額	12,734	16,870	14,704
執行率	84.9%	60.9%	42.4%

【図1】取組事案の分野毎の割合



【図2】フォローアップの実施有無



④今後の改善点・検討の方向性

1. 予算の積算方法及び執行の効率化について

財務局毎の実情や執行実績を踏まえて必要額を積算するなど、予算の積算方法について改善すべき。

また、例えば、オンライン会議で対応可能な会議はオンライン会議への切り替え、音声データの文字起こし費用は必要性を精査の上必要最小限へ留めるなどの工夫を図り、可能な限り効率的に予算を執行すべき。

2. 事案の選定について

他局が先行して実施した事案を参考に、地域への影響や効果をあらかじめ見極めつつ、引き続き地域のニーズや実情等に応じた事案選定を行うべき。

このため、好事例については、引き続き、事例集、担当者会議、表彰制度等各種の機会を捉えて積極的に横展開を図っていくべき。

3. 事案のフォローアップについて

継続的な取組については可能な範囲でPDCAサイクルを効果的に実施するほか、単発の取組であっても地域のニーズの把握等の観点から、必要に応じてアンケート調査等によりフォローアップを図り、各々の事案について深度ある取組とすべき。

また、アンケート調査等を実施している事案についても、当該結果の分析や調査結果をその後の業務に活かしていないものがあれば、フォローアップの仕方をより工夫すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(11) 確定申告時駐車場整理委託経費			調査対象 予 算 額	平成30年度：493百万円 (参考 令和2年度：493百万円)		
府省名	財務省	会計	一般会計	項	税務業務費	調査主体	本省
組織	国税庁			目	税務特別庁費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

事案の概要

例年確定申告時期には、納税者が税務署等の確定申告会場（以下、「会場」という。）へ多数訪れているところ、国税庁においては、このうち自家用車等の来場が多い会場について、駐車場等に整理要員を配置し、近隣道路も含めた混雑緩和及び交通事故の防止に努めている。

（【図1】参照）

当該経費は、上記駐車場等の整理業務を外部委託するものであり、その契約は、効率化の観点から、受託業者と各税務署等との個別契約ではなく、所管税務署から申請される計画に基づき、受託業者と国税局（札幌、仙台、関東信越、東京、金沢、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、熊本）11局及び沖縄国税事務所（以下、「局」という。）每に行っている。（【図2】参照）

委託契約の締結にあたっては、昨今の慢性的な人手不足により、契約単価は年々増加傾向ではあるが、納税者や周辺地域の安全に関わることであるため、サービスの質を維持しつつ全体の合理化・効率化が求められているところである。

【図1】実施例



駐車場整理の様子



交通整理の様子

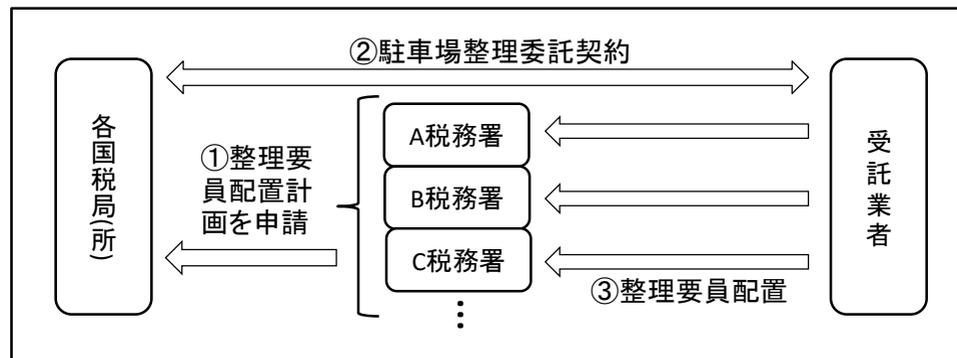
整理要員配置時期

整理要員の配置時期は会場毎の契約内容により異なるが、確定申告期間である2月16日～3月15日（※所得税法第120条）を中心に、来場者が多くなる1月～3月の期間中で随時配置されている。

整理委託業務の主な内容

- ・敷地内の駐車場・駐輪場整理
- ・会場周辺の交通整理

【図2】契約の流れ



総 括 調 査 票

調査事案名 (11) 確定申告時駐車場整理委託経費

②調査の視点

1. 駐車場の整理委託状況について

整理要員の業務内容や配置期間は適切なものとなっているか。

③調査結果及びその分析

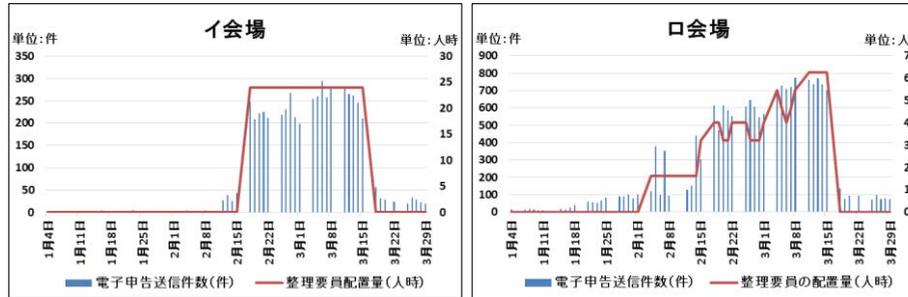
1. 駐車場の整理委託状況について

平成30年度の契約状況を確認したところ、契約件数は322件、各契約における整理要員の配置会場は550箇所であり、配置会場の業務内容は駐車場整理の業務委託が多数（一つの会場で2種類以上の業務契約を含む）であった。（【表1】【表2】参照）

整理要員の配置期間については、多くの会場では来場者数の多寡^{*}と整理要員の配置が概ね一致していたが、一部の会場において来場者数の多寡と整理要員の配置が一致していないものが見受けられた。（【図3】参照）

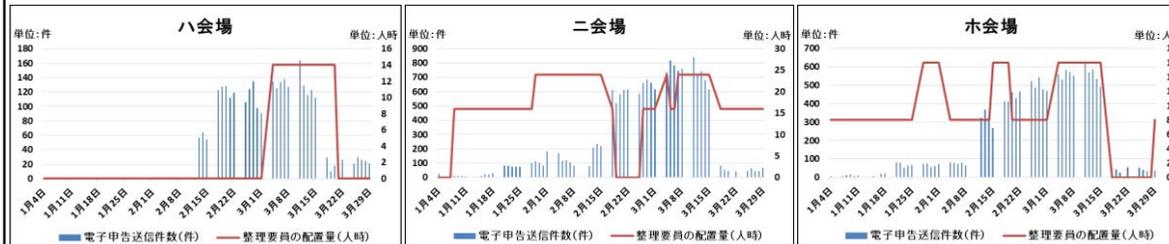
【図3】日別の来場者電子申告送信件数と駐車場整理委託人員の推移比較

・ 繁閑と整理要員の配置が一致している例



※来場者電子申告送信件数は参考指標（来場者電子申告数と来場者数の傾向は概ね一致していることを国税庁に確認。）。

・ 繁閑と整理要員の配置が一致していない例



【表1】駐車場整理委託契約件数と、その調達方式の内訳

契約件数	単独調達	一括調達	共同調達
322件	264件	50件	8件

【表2】契約毎の整理要員の配置会場数と、その業務内容

配置会場数	駐車場等整理	交通整理	その他
550箇所	530箇所	202箇所	59箇所

④今後の改善点・検討の方向性

1. 駐車場の整理委託状況について

整理要員の業務内容や配置箇所については、駐車場の形状や会場の周辺環境が大きく異なることもあり、配置要員の規模について適切な基準を示すことは難しいと考えられる一方、整理要員の配置期間について、来場者数の多寡と整理要員の配置が一致していない会場は、サービスの質を維持しつつ、来場者の少ない期間への配置は廃止し、多い期間や別の会場へ重点配置をするなど、来場者へより良いサービスとなるよう適切に配置を調整すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (11) 確定申告時駐車場整理委託経費

②調査の視点

2. 改善・効率化の取組について

(1) 改善にかかる取組状況

整理要員配置の実態把握・検証を適切に行っているか。

(2) 効率化にかかる取組状況

契約内容の工夫によって、経費の効率化を行っているか。

【調査対象年度】
平成30年度

【調査対象先数】
国税局・国税事務所：
12先

③調査結果及びその分析

2. 改善・効率化の取組について

(1) 改善にかかる取組状況

各会場の整理要員配置の実態把握・検証について取組状況を確認したところ、現地に職員を派遣して混雑状況を確認させるなど、積極的に配置状況の妥当性の検証を進めている局がある一方で、検証の取組を行っていない局もあるなど、局毎の取組姿勢に差が見られた。（【表3】参照）

【表3】整理要員配置の実態把握の取組例（一部）

局A	駐車場の面積（駐車可能台数）及び前年の駐車場稼働状況の実績により、人員・契約期間の検証を実施。
局B	契約期間中、現地確認を実施し、過剰配置となっていないか等の検証を実施。
局C	各契約業者から駐車場の状況を記載した業務日報を日々提出させ、次年度の検証の際に活用。

(2) 効率化にかかる取組状況

局における効率化について取組状況を確認したところ、駐車場等の整理要員の業務内容の危険度に合わせて採用人材を工夫していた例が322件中32件（5局）あった。

※取組を実施している5局においては、主に敷地内の駐車場・駐輪場整理など、危険度の少ない業務について、従来の警備会社職員など専門性の高さにこだわらず人材を確保することで人手不足に対応し、なおかつ人件費も安価に抑えることに成功していた。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 改善・効率化の取組について

(1) 改善にかかる取組状況

整理要員の配置については、配置の精度向上を図り、サービスの質向上へ繋げるため、引き続き実態把握・検証を進めるとともに、これらを実施していない局については、他局の取組を横展開し参考にするなどして効果的な配置となるように取組むべき。

(2) 効率化にかかる取組状況

適材適所な人材の活用については、既活用局の取組状況を参考にするなどして、サービスの質を維持しつつ、さらなる活用を進めることにより、効率化を行うことができないか検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(24) 農業次世代人材投資事業			調査対象 予算額	平成30年度：17,534百万円 ほか (参考 令和2年度：16,006百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	担い手育成・確保等対策費	調査主体	本省
組織	農林水産本省			目	担い手育成・確保等対策事業費補助金	取りまとめ財務局	-

①調査事案の概要

農業従事者が高齢化する中、青年新規就農者を増加させ、世代間バランスの取れた農業就業構造にしていくため、**40代以下の農業従事者を令和5年までに40万人に拡大するという目標**の下、次世代を担う農業者となることを志向する49歳以下の者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型：最長2年間）及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型：最長5年間）を交付している。

上記の目標を達成するためにも、ただ資金を交付するだけでなく、まずは各自治体において地域の事情を勘案した新規就農者の確保に関する計画（目標人数）を策定した上で、関係機関が連携したサポート体制を整備し、きめ細かな対応を行うことで、就農者の確保及び定着を促していくことが有効であると考えられる。

さらに、サポートを受けて営農する交付対象者に対して、サポートの継続に係る評価を適切に行う必要があり、交付2年目終了時に実施することとなっている「中間評価」においては、恣意性を排除した客観的な評価基準を策定した上で実施すべきである。

従って、本調査においては、以下の観点で実施した。

- 新規就農者の確保に関する計画を策定した上で、その計画を達成するため関係機関が連携したサポート体制が整備されているか
- 交付対象者に対する中間評価について、客観的な基準が策定されているか

※本調査では、次世代を担う農業者となることを目指し独立・自営就農する認定新規就農者に対し資金を交付する「経営開始型」を実施・受給している自治体・農家を対象とした。

【事業内容】

<事業の概要>

経営開始型

次世代を担う農業者となることを目指し、**独立・自営就農する認定新規就農者**に対し、**資金を交付**

交付対象者

独立・自営就農時に**49歳以下**の者

交付額

1年当たり最大**150万円**

(最長**5年間**)

交付主体

市町村

<主な仕組み>

サポート体制

市町村は普及センター、JA等とで構成する**サポート体制を構築し現地確認を通じて経営状況の把握及び諸課題の相談に応じ、助言や指導等を行う**
(具体的なサポート体制は自治体の判断)

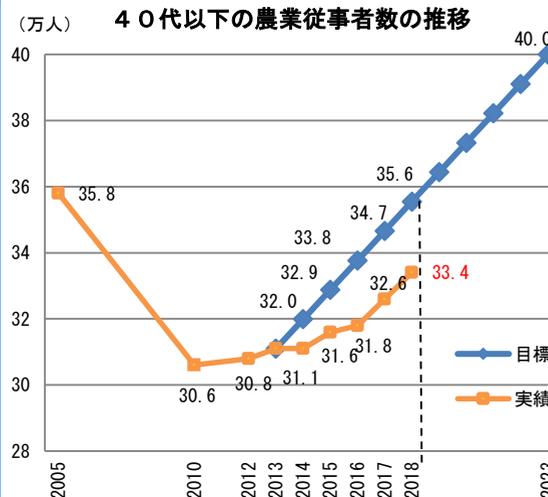
中間評価

交付2年目終了後、中間評価を行い、交付停止を含めた支援方針を決定
(具体的な評価基準は自治体の裁量)

返還

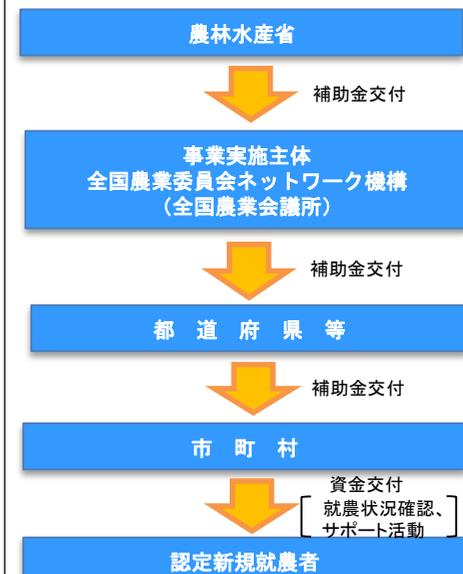
交付期間終了後、交付期間と同期間以上、同程度の営農を継続しなかった場合

<目標>



資料：農林水産省大臣官房統計部「農業センサス」、
「新規就農者調査」及び総務省統計局「国勢調査」より農林水産省作成

【資金の流れ】



総 括 調 査 票

調査事案名 (24) 農業次世代人材投資事業

②調査の視点

【調査対象年度】
平成24年度～平成30年度

【調査対象先数】
平成24年度から平成30年度までに「経営開始型」資金を、交付した実績のある自治体1,436先、交付を受けた農家1,912先

1 新規就農者の確保に関する計画の策定状況及び関係機関が連携したサポート体制の整備について

各自治体は、
・ 毎年の新規就農者の確保に関する計画（目標人数）（以下「計画」という。）を策定しているか。
・ 関係機関が連携した実効性のあるサポート体制の整備に取り組んでいるか。
・ それらは新規就農者のニーズに対応した内容となっているか。

2 交付対象者に対する適切な評価について

交付2年目終了時に実施することとなっている中間評価において、恣意性を排除した客観的な評価を行うための評価基準が策定されているか。

③調査結果及びその分析

1 新規就農者の確保に関する計画の策定状況及び関係機関が連携したサポート体制の整備について

本事業における「40代以下の農業従事者を令和5年までに40万人に拡大する」という目標の達成に向けては、各自治体が計画を定め、着実に実行していくことが有効であると考えられるが、調査先1,436先のうち計画を「策定している」という自治体は702先（49%）に留まった。また、そのうち関係機関が連携したサポート体制の整備に「十分連携して取り組んでおり効果的」と回答した自治体は、270先（38%）に留まった。【図1】【図2】

さらに、サポート体制の連携状況と計画の達成状況との関係では、関係機関が連携した体制整備に取り組んでいる自治体の方が、より計画を達成している傾向にあることが分かった。【図2】

また、【図3】のとおり、農家は「農業技術」はもとより、「販路確保等」、「資金調達」など農業所得の向上につながるサポートを求めている一方、自治体が行っている「販路確保等」の回答割合は全体の12.0%に留まっており、農家のニーズと自治体の取組との間で乖離が見られた。

【（参考1）関係機関が連携したサポート体制の効果的な取組事例】
市・農業振興事務所・JA・農業公社等関係機関が連携した就農相談体制を確立し、「技術」「農地」「資金」の確保のため就農検討期から地域の担い手となるまで切れ目なく支援。相談窓口においては、就農までのスケジュールや就農時の作物の相談に応じ、それらの情報をまとめた「新規就農相談カード」を作成し、関係機関で相互に情報共有を図ることで情報収集に掛かるコストを抑えつつ新規就農者の確保・定着に努めている。これにより新規就農者は例年20名程度確保している。

【（参考2）サポート体制に関する農家の声】
○「中小企業診断士等にアドバイスをもらい経営面で大変参考になった」
●「行政機関とJAでは不十分で、事業経営者（経験者）がいない限り絵に描いた餅になり、経営目線でのアドバイスが受けられないのではないか」

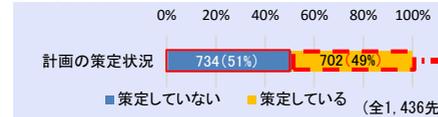
2 交付対象者に対する適切な評価について

中間評価の実施にあたり、恣意性を排除し公平性を担保するために、客観的な基準の策定が求められるが、【表1】のとおり、約3割の自治体で客観的な評価基準が策定されていない状況であった。

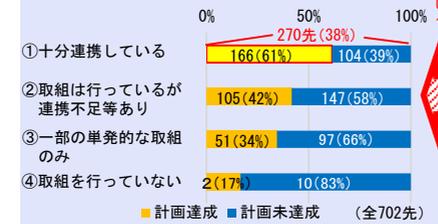
【（参考3）「交付決定時の収支計画等を用いた明確かつ客観的な基準を策定」している事例】
交付決定時に作成する5年間の収支計画を軸とし、経営実績、経営技術習得と実効性、経営発展に向けての積極性・自立性・協調性の3つの柱をベースとして、「経営規模」や「売上または生産量」、「生産技術の習得」、「作業時間や経営管理」の状況等をそれぞれ計画の達成度合いに応じて点数化し、客観的に判定している。

【調査期間】令和2年4月3日～5月7日

【図1】年間の新規就農者確保計画（目標人数）の策定状況

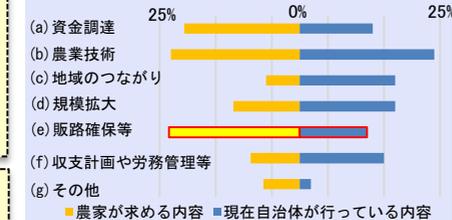


【図2】自治体のサポート体制整備の取組状況と新規就農者確保計画の達成状況の関係（全702先）



（注）計画期間中のため回答不可と答えた自治体（20先）は除いているため、合計と一致しない。

【図3】農家が求める助言・指導内容と自治体が行っている内容との乖離



（注）すべての回答数に対するそれぞれの選択肢の回答割合をグラフ化。なお、農家向けは単数回答、自治体向けは複数回答で実施。

【表1】中間評価の実施に係る客観的な評価基準の策定状況

中間評価の基準策定状況	先数	割合
①交付決定時に作成する収支計画等を用いた明確かつ客観的な基準を策定している	676	49.2%
②自治体独自の項目を用いた客観的な評価基準を策定している	238	17.3%
③客観的な評価基準を特段策定せず、個別具体的に判断	460	33.5%

④今後の改善点・検討の方向性

1 新規就農者の確保に関する計画の策定状況及び関係機関が連携したサポート体制の整備について

農林水産省は、各自治体が定める新規就農者の確保に関する計画の策定・公表を要件化し、自治体の計画を把握すべき。

また、それぞれの計画を達成するため、関係機関の連携や役割を明確にしたサポート計画書の策定及び提出を要件化することで、自治体任せにすることなく、サポート体制の実態を把握、必要に応じて指導すべき。

なお、サポート計画書の策定にあたり、農家のニーズを把握・ニーズに対応できる体制とする必要がある。

2 交付対象者に対する適切な評価について

農林水産省は、中間評価の実施について、収支計画等を用いた客観的な評価基準の策定を要件化した上で、資金交付停止を含めた適切な事業の運用を図り、新たな新規就農者の確保やサポート体制の更なる充実を促す等、効果的な事業の執行に努めるべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(25) 鳥獣被害防止総合対策交付金			調査対象 予算額	平成30年度：10,350百万円の内数 ほか (参考 令和2年度：10,010百万円の内数)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農山漁村活性化対策費	調査主体	共同
組織	農林水産本省			目	農山漁村活性化対策整備交付金ほか	取りまとめ財務局	(関東財務局)

①調査事案の概要

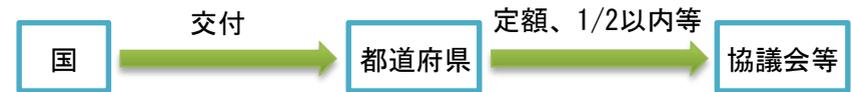
【事案の概要】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、地域関係者が一体となって取り組む、わなの設置等の捕獲活動や、侵入防止柵の整備による農作物への鳥獣被害防止等を支援する。

(事業の流れ)

- ①市町村が被害防止計画（計画期間、被害額等の軽減目標、取組方針等）を作成（令和元年10月末1,489市町村で計画作成）
- ②市町村、農林漁業団体、地域住民等で構成する被害防止計画の実施に係る連絡調整等を行うための協議会を組織
- ③被害防止計画に基づく鳥獣被害防止対策について、交付申請
- ④鳥獣被害防止対策を実施

(国費の流れ)



(参考：交付金の配分について)

農林水産省は配分基準に基づいて都道府県へ交付金を配分しており、交付金の約50%を、被害額等について高い軽減目標の設定、総合的な取組の実施、複数市町村による広域連携など、事業効果の発現可能性が高い取組状況等に応じたポイント制により配分している。

(ソフト対策)

- ①捕獲活動を行うために必要な箱わな等の捕獲機材の購入等の支援
- ②捕獲活動経費の直接支援（獣種等に応じて上限単価以内で定額支援）
- ③緩衝帯整備、放任果樹の除去等の生息環境管理の取組への支援などを実施

<補助率>

定額、1/2以内
※広域連携に取り組む協議会への加算措置あり



緩衝帯の整備



放任果樹の除去

(ハード対策)

侵入防止柵の整備等を支援

<補助率>

定額（直営施工の場合）、1/2以内等（委託施工等の場合）

(侵入防止柵の種類)



WM（ワイヤーメッシュ）



金網柵



ネット柵

総 括 調 査 票

調査事案名 (25) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

【調査対象年度】
平成27～30年度

【調査対象先数】
協議会：214団体
道府県：25団体

※平成30年度に当該交付金を受けた道府県、協議会を対象。GSF（豚熱）の発生又は、捕獲重点エリアの設定が行われた道府県及び当該道府県内の協議会を除く（令和2年3月末時点）。

1. 目標の達成状況等について

適正な目標の設定・達成を通じて、被害減少しているか。

2. 総合的な取組の実施について

生息環境管理、有害捕獲、侵入防止柵整備の3つの取組を一体的に行っているか。

③調査結果及びその分析

1. 目標の達成状況等について（平成30年度に被害額軽減目標を設定した協議会：n=175、道府県：n=25）

- ・平成30年度の被害額軽減目標の達成状況は35%であった。（平成27年度調査時：30% 平成23年度調査時：24%）
- ・また、平成27年度被害額（実績）より30%以上軽減した被害額を平成30年度目標に設定した協議会が、当該目標を達成する割合は19%であること（全体35%）や、目標を達成しているものの、平成27年度の被害額（実績）より増加した被害額目標を設定している協議会も34団体あるなど目標設定が適切か疑われる事例があった。【表1】
- ・平成27年度の被害額（実績）と比較して平成30年度の被害額（実績）が減少した協議会も88団体（50%）と少ない状況にある。

【表1】 被害額軽減目標の達成状況（n=175）

	被害額軽減目標設定団体			30%以上被害額軽減目標設定団体		
	協議会数A	目標達成件数B	割合B/A	協議会数C	目標達成件数D	割合D/C
協議会数	175	62	35%	75	14	19%

- ・市町村等が作成する被害防止計画への道府県の関与について積極的に指導・助言している団体（9団体）がある一方、市町村等の求めに応じて指導・助言している団体（14団体）、特に関与していない団体（2団体）もあった。
- ・都道府県は協議会の被害額軽減目標の達成が見込まれないと判断したときには、協議会へ指導が求められるが、5団体は指導を行っていなかった。

2. 総合的な取組の実施について（n=214）

- ・「個体数調整（捕獲等）」「被害防除（侵入防止柵整備等）」「生息環境管理（緩衝帯整備、放任果樹の除去等）」の3つを一体的に取り組むことが重要だが、実施している協議会は17団体と非常に少ない。

【鳥獣被害の現状と対策（令和2年5月）（抜粋）】

鳥獣被害の防止を図るためには、地域の実情に応じ、「個体数調整」「被害防除」「生息環境管理」の3つを適切に組み合わせた総合的な取組が重要。

- ・その一要因として、生息環境管理に取り組む協議会は41団体にとどまり、捕獲（190団体）や侵入防止柵整備（81団体）に比べて取組団体が少ないことがあげられる。
- ・生息環境管理については、効果的な実施方法が分からない、または、必要性がない（137団体）といった未実施協議会の意見が多く、対策効果等が十分に認識されていないと思われる結果となった。
- ・日本型直接支払（※）は、伐採による農地と山林の間の緩衝帯整備など鳥獣被害防止対策にも活用でき、今回の調査でも生息環境管理について、当該支払制度の活用事例（15団体）があった。
（※）日本型直接支払…農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する支援事業

④今後の改善点・検討の方向性

1. 目標の達成状況等について

- ①適正な目標を設定し事業効果の検証ができる協議会に対し交付金を重点的に配分すべき。
- ②特に高い目標を設定することで交付金の配分におけるポイントが加算されている協議会については、目標の達成状況を次期計画に基づく交付金の配分に反映すべき。
- ③被害額軽減目標の適正な設定と、それを達成するための取組内容の整合がとれているかなど、被害防止計画の内容について、都道府県も積極的に指導するよう、対策を講ずるべき。
- ④被害額軽減目標の達成が見込まれない協議会への都道府県による指導が徹底されるよう、対策を講ずるべき。

2. 総合的な取組の実施について

- ①総合的な鳥獣被害防止対策に取り組むことを交付金の要件とするなど、制度見直しを検討すべき。
- ②生息環境管理の必要性や効果に関する指導・助言について、改善すべき。
- ③生息環境管理は、日本型直接支払の活用も積極的に促すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (25) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

3. 捕獲わなの購入補助

(1) 実施要領に定める上限単価は実態に即したのか。

(2) 捕獲わなは適切に使用され、鳥獣を捕獲できているか。

③調査結果及びその分析

3. 捕獲わなの購入補助 (わなを保有する協議会 : n=190)

(1) 上限単価の適正性について

・実施要領に定める上限単価が平均実績単価を上回るものがあり、特にくくりわなは2倍を上回っていた。

【表2】平成28年度から平成30年度のわなの購入費用について

わなの種類	箱わな (大)	箱わな (中)	箱わな (小)	くくりわな	ICT捕獲わな
わなの写真					
主な対象鳥獣	シカ・イノシシ等	サル	アライグマ等	シカ・イノシシ等	シカ・イノシシ等
要領上限単価 (円)	96,000	85,000	17,000	22,000	1,000,000
平均実績単価 (円/個)	119,832	68,764	22,147	9,766	567,242
実績単価中央値 (円/個)	83,000	70,000	15,000	7,000	149,000
購入個数	2,289	172	3,117	6,282	106
購入協議会数 (3年間延べ)	161	27	162	104	21

(2) 被害軽減効果について

・箱わな及びくくりわなの両種類とも設置後一頭も捕獲できていないわなが一定数存在する。また、わなの捕獲状況を種類毎に把握していない団体も相当数見受けられた。【図1】

【野生鳥獣被害防止マニュアル-総合対策編- (抜粋)】

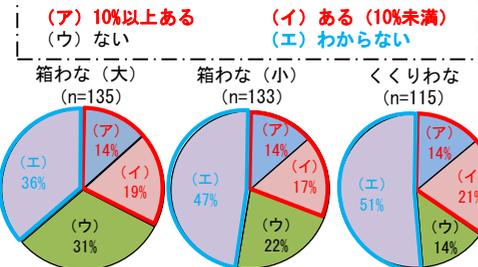
単に農地周辺に箱わなを設置するだけでは効率的に加害個体を捕獲することはできません。事実、現在、全国に設置されている箱わなの半数は1年間、1頭も捕獲できていません。

【表3】未設置わなの数 (平成31年3月末時点)

	箱わな (大・中・小)	くくりわな	合計
保有数	17,811	12,896	30,707
未設置数	1,934	2,641	4,575
未設置割合	11%	20%	15%

・箱わな及びくくりわなの両種類とも未設置のわなも一定数存在する。【表3】
 ・平成28年度から平成30年度の間にわなを購入した団体 (150団体) のうち、既存わなの活用状況等を確認し購入している団体は52団体と不十分と思われる結果となった。

【図1】協議会における捕獲できていないわなの保有状況



④今後の改善点・検討の方向性

3. 捕獲わなの購入補助

(1) 上限単価の適正性について
 平均実績単価等を踏まえ、費用対効果も勘案した適正な上限単価に見直すべき。

(2) 被害軽減効果について

- ①捕獲頭数が少ないなど、被害軽減効果の低いわなの購入を促進することとならないよう、要件の追加や購入対象わなの重点化など制度を見直すべき。
- ②設置後一頭も捕獲できないわなの購入の補助とならないよう、設置場所の事前検討、維持管理の要件化や捕獲技術の評価などにより、有効活用が見込まれる協議会への支援とすべき。
- ③設置されないわなの購入の補助とならないよう、購入後すみやかな設置や計画的な設置を要件化すべき。
- ④被害軽減効果を把握するため、わなの種類毎の捕獲頭数を捕捉するべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (25) 鳥獣被害防止総合対策交付金

②調査の視点

4. 侵入防止柵整備の補助

(1) 実施要領に定める上限単価は実態に即したのか。

(2) 侵入防止柵整備時に実施要領に定める要件「捕獲施設と一体的な整備」が満たされているか。

(3) 侵入防止柵の適切な維持管理が行われているか。

5. 広域連携の実施状況

限られた地域のみではなく、広域的な鳥獣被害防止対策に取り組めているか。

③調査結果及びその分析

4. 侵入防止柵整備の補助（侵入防止柵整備を行った協議会：n=81）

(1) 上限単価の適正性について

・実施要領に定める上限単価が平均実績単価を上回るものがあり、特にWM（ワイヤーメッシュ）等は約1.5倍だった。【表4】

【表4】侵入防止柵の整備費用
（平成28～30年度整備）（直営施工のみ）

侵入防止柵の種類	イノシシ用		イノシシ、シカ共通		
	WM	金網柵	WM	金網柵	ネット柵
要領上限単価（円/m）	960	1,480	1,430	2,150	960
平均実績単価（円/m）	616	1,648	968	2,132	696
実績単価中央値（円/m）	550	1,700	1,050	2,050	650
整備延長（km）	2,937	24	831	58	64
整備協議会数※	97	4	42	17	14

※3年間延べ

(2) 捕獲との一体的な取組について

・取組を行っていない周辺農地の被害が増えている協議会の割合は、どの取組においても一定数あるものの、特に侵入防止柵整備については58%と、他の取組と比べて高い状況にあった。【図2】
・実施要領上、侵入防止柵整備時には捕獲施設と一体的に整備することが要件となっているにも関わらず、捕獲活動を一体的に実施していない協議会は6団体（7%）あった。

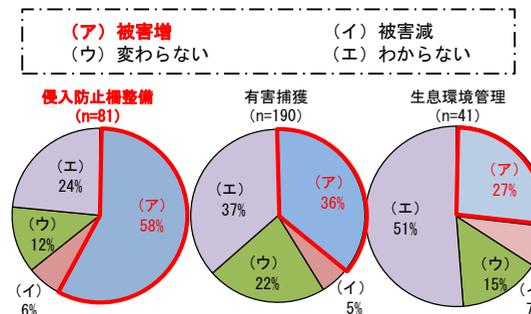
(3) 維持管理について

・野生鳥獣被害防止マニュアルではこまめな点検が必要と示されており、ほとんどの協議会（77団体、95%）で定期的な管理が行われているものの、管理の頻度が3か月に1回程度以下の協議会が22団体あるなど、マニュアルが守られているか疑わしい事例が見受けられた。

5. 広域連携の実施状況（協議会：n=214、道府県：n=25）

・鳥獣被害防止対策は、取組を行っていない周辺農地の被害の増加につながることから、複数の協議会が広域で連携した対策を行う必要性が高いが、広域連携を行う協議会は60団体（28%）と少ない。
・広域連携に取り組まない理由として、取りまとめ役がない（39団体）や未検討（36団体）といった意見が多く、他からの働きかけがないと広域連携が進まない状況が見取れた。
・道府県のうち協議会の広域連携を推進していない団体も7団体あり、取組状況に差があった。

【図2】取組を行っていない周辺農地の被害状況



④今後の改善点・検討の方向性

4. 侵入防止柵整備の補助

(1) 上限単価の適正性について
平均実績単価等を踏まえ、費用対効果も勘案した適正な上限単価に見直すべき。

(2) 捕獲との一体的な取組について
①捕獲活動を一体的に実施しない協議会については交付対象外とすべき。

②被害防止施設と一体的な捕獲施設の整備の徹底について、都道府県による指導が行われるよう、対策を講ずるべき。

(3) 維持管理について
適正な頻度の管理について、都道府県による指導が行われるよう、対策を講ずるべき。

5. 広域連携の実施状況

①域内の被害状況や対策を把握している都道府県により積極的な推進がなされるよう、対策を講ずるべき。

②広域連携を行う協議会への交付金の一層の重点配分や、連携を推進するための指導・助言の充実などについて、検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事業名	(26) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金			調査対象 予算額	令和元年度：1,413百万円 ほか (参考 令和2年度：1,344百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	森林整備・保全費	調査主体	共同
組織	林野庁			目	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金	取りまとめ財務局	(福岡財務支局)

①調査事業の概要

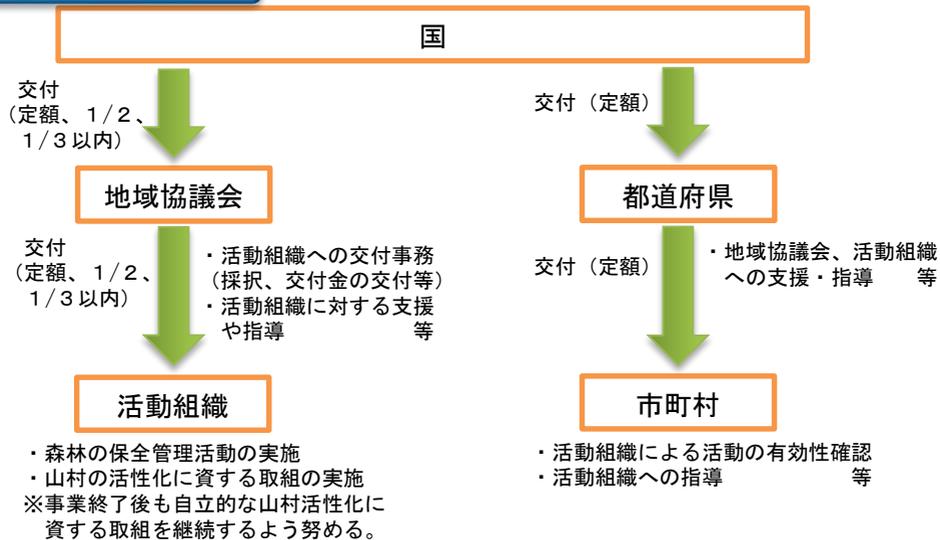
【事業の概要】

森林・林業を支える山村の過疎化・高齢化が進み、集落周辺の里山林においては藪化の進行等により森林の有する多面的機能の発揮が難しくなっている。このような集落周辺の森林の保全については、通常の木材生産を主目的とした森林整備では対応できないものであり、コミュニティの関心や活力を向上することで対応を促すことが最も効率的かつ効果的であることから、森林の多面的機能発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、地域住民等による森林の保全管理活動及び山村地域の活性化に資する取組を支援している。

<事業要件>

- ・森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林であること
- ・地域住民や森林所有者等で構成する3名以上の活動組織であること
- ・活動組織は、3年間の活動計画を策定すること
- ・国は、1活動組織当たり、年度毎に500万円を上限として支援 等

<事業の流れ>



森林・山村多面的機能発揮対策交付金

<メインメニュー>

地域環境保全タイプ	森林資源利用タイプ	
 <p>里山林景観を維持するための活動 12万円/ha</p>	 <p>侵入竹の伐採・除去活動 28.5万円/ha</p>	 <p>しいたけ原木等として利用するための伐採活動 12万円/ha</p>

<サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）>

森林機能強化タイプ 路網の補修・機能強化等 800円/m	活動の実施に必要な機材及び資材の整備 購入額の1/2（一部1/3）以内
--	---

総 括 調 査 票

調査事案名 (26) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

②調査の視点

【調査対象年度】
平成27年度～令和元年度

【調査対象先数】
・林野庁
・地域協議会：45先（回収率97.8%）
・都道府県：47先（回収率100%）
※活動組織は林野庁及び地域協議会への調査結果を基に記載している。

1. 地方公共団体による支援等について

- 活動組織に対する地方公共団体（以下「地方」という。）による支援状況はどのようになっているか。
- 活動組織の活動に係る財源について内訳はどうなっているか。また、林野庁は優先採択の仕組みを導入して地方による支援を促しているが、実際の国や地方の支援割合はどの程度となっているか。

③調査結果及びその分析

1. 地方公共団体による支援等について

○ 地方による支援状況

本事業は、活動組織による森林の保管理活動とともに山村地域の活性化に資する取組を支援するものであり、活動による効果は、地方にも裨益するものであることから、事業の推進にあたっては国だけでなく、地方による財政支援がなされることが基本である。

平成28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいても「本来、自治体主導で支援が行われるべき施策」等の指摘が行われている。

指摘を受けた林野庁は、事業の見直しを行い、地域協議会が活動組織を採択するにあたっては、地方が国の交付額の3分の1（即ち、国と地方の支援割合が3：1）以上を支援する活動組織が優先採択されるよう、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（以下「実施要領」という。）に優先採択基準（※）を設けたところ。

（※）優先採択基準

地方による支援の有無及び国の交付額（資機材・施設の整備に対するものを除く。）に対する地方の支援額の割合により、以下のとおり採択基準を規定

地方の支援あり < 3分の1以上の支援→①優先採択
3分の1未満の支援→②優先配慮
地方の支援なし → ③通常採択
⇒①>②>③の順で優先して採択する仕組み

平成30年度に交付金の交付があった1,273活動組織について、地方による支援状況を調査したところ、優先採択基準（①～③）別では【表1】のとおりであった。

地方による何らかの支援を受けている活動組織は874活動組織（68.7%）あり、このうち8地域協議会（233活動組織）では地方の支援があることを採択の要件としており、支援がないものは採択しないとのことであった。

一方で、地方による支援がない活動組織も399活動組織と全体の3割強存在していた。

優先採択基準を導入して地方の財政支援を促しているものの、地方による財政支援がなされていないものも存在しており、自治体主導で支援が行われる施策としていくためには、こうした活動組織にも地方の支援を求めていく必要があると考えられる。

○ 活動組織の財源内訳

平成30年度の活動組織の財源の内訳は、国の支援が全体の77.7%と最も大きい一方で、地方の支援は16.8%（うち、都道府県7.0%、市町村9.8%）に留まっており、国と地方の支援割合はおおよそ5：1となっていることが分かった。【図1】

自治体主導で支援が行われる施策としていくためには、国と地方の支援の割合のあり方についても見直しが必要と考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

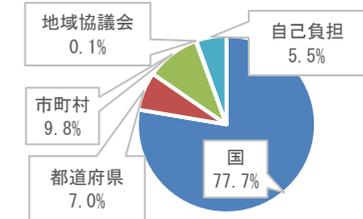
1. 地方公共団体による支援等について

- 林野庁は、本事業をより効果的に推進していく観点から、活動の効果が裨益する地方の支援を一層促すため、地方の支援に応じて国の交付額に差を設ける等の運用方法を検討すべき。

【表1】地方による支援状況（平成30年度）

地方による支援	活動組織数
①3分の1以上の支援（優先採択）	394(31.0%)
うち都道府県支援のみ	1
うち市町村支援のみ	73
うち都道府県支援+市町村支援	320
②3分の1未満の支援（優先配慮）	480(37.7%)
うち都道府県支援のみ	39
うち市町村支援のみ	138
うち都道府県支援+市町村支援	303
③支援なし（通常採択）	399(31.3%)
合計	1,273

【図1】活動組織の財源内訳（平成30年度）



注 1,273活動組織の財源（資機材・施設の整備に対するものを除く。）の単純合計である。

総 括 調 査 票

調査事案名 (26) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

②調査の視点

2. 活動組織の持続性について

- 地域協議会は、活動組織の事業終了後も自立的な活動が継続されるような取組を行っているか。
- 地域協議会は、活動組織が事業終了後も自立的な活動を継続しているか把握しているか。

③調査結果及びその分析

2. 活動組織の持続性について

○ 自立的な活動を促す取組
 実施要領によれば、活動組織の採択にあたっては、事業終了後も自立的な活動が継続されるよう「会費の徴収等により財政基盤が確保されており、自立的に活動できる組織であること」が採択要件の1つとされている。
 また、活動組織も「本対策の実施期間が終了した後においても、自立的な山村の活性化に資する取組を継続するよう努める」とこととされている。
 こうした措置は、平成28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、補助金の投入により活動組織が「自立できなくなることは避けるべき」との指摘に基づくものであるが、活動組織の採択後、自立のためにする地域協議会の取組については定めがない。
 活動組織が事業終了後も自立的に活動を継続するため、地域協議会がどのような取組を行っているかについて複数回答形式で調査したところ、【図2】のとおりであった。
 回答のあった44地域協議会のうち、「交付金を受けずに活動している活動組織の事例を横展開している」（3地域協議会）といった取組が行われていたものの、「2期目以降（現在の計画期間が終了後）も本交付金が受けられるよう助言・指導している」（31地域協議会）や、「本交付金以外に、都道府県や市町村の事業で活用可能な交付金等の制度を紹介している」（23地域協議会）といった回答が太宗を占め、半数以上の地域協議会では、活動組織が自立的な活動を継続できるよう促すような取組を行っているとはいえない状況であることが分かった。
 さらに、令和元年度に交付金の交付があった1,105活動組織のうち、627活動組織（56.7%）は過去に事業が終了した後、新たに別の活動計画を策定し採択された活動組織であった。
 本事業は、事業終了後も自立的に活動できる活動組織に対して支援を行うものであるが、半数以上は自立に至っているとはいえないと考えられる。

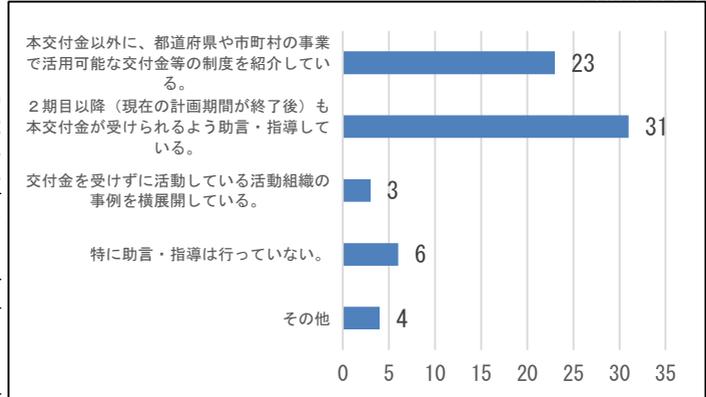
○ 活動組織の活動状況把握
 実施要領上、地域協議会の業務として定めがないが、事業終了後も地域協議会が活動組織の活動状況を把握しているかについて、令和2年4月1日時点の把握状況を調査したところ、【表2】のとおりであった。
 平成27年度から平成30年度までの間に事業が終了した1,324活動組織のうち、活動状況を把握しているのは697活動組織であり、約半数（627活動組織（47.4%））は活動状況が不明な状態となっていた。

④今後の改善点・検討の方向性

2. 活動組織の持続性について

- 地域協議会は、活動組織が事業終了後に自立して活動を継続していくため、活動期間中はもとより活動期間終了後においても、活動状況の把握や相談体制を整える等、活動組織を支援する役割を果たしていくべき。
- 林野庁は、活動組織の自立を一層促すため、地域協議会の役割や交付金の交付のあり方等を効果的なものとなるよう見直しを行うべき。

【図2】地域協議会による活動組織の自立的な活動に向けた取組（複数回答可）



【表2】平成27年度から平成30年度までの間に事業が終了した活動組織に係る地域協議会の把握状況

把握状況	活動組織の状況	活動組織数
把握している	継続中	508(38.4%)
	活動休止・解散	189(14.3%)
把握していない		627(47.4%)
合計		1,324

(令和2年4月1日時点)

総 括 調 査 票

調査事案名	(30) 地籍整備の推進			調査対象 予算額	令和元年度（補正後）：10,026百万円 ほか （参考 令和2年度：6,530百万円）		
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	国土調査費ほか	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	地籍調査費負担金 地籍整備推進調査費補助金ほか	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

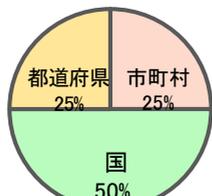
【事案の概要】

- 地籍調査は、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の境界や面積等を調査し、正確な土地の基礎的情報を明確にすることにより、災害復旧・復興の迅速化、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進などを図るために実施している。
- 国は、国土調査法の規定に基づき、地籍調査を実施する自治体に対し、「地籍調査費負担金」として調査費の一部を負担している。また、社会資本整備総合交付金に「社会資本整備円滑化地籍整備事業」を設けて、当該交付金事業の基幹事業である治水事業、道路事業等に先行し、又は併せて実施する地籍調査を支援している。
（※重点対象分野として、①社会資本整備、②防災対策、③都市開発、④森林施業・保全等、⑤所有者不明土地対策と連携する地籍調査を重点的に支援。）
- 国土調査事業に関する第7次十箇年計画（令和2年度～令和11年度：令和2年5月26日閣議決定）において、前期計画の事業量実績の1.5倍の15,000km²の地籍調査を10年間で実施し、優先実施地域での進捗率を10年後に87%（現在：79%）とすることを目標としている。
- なお、民間事業者等による土地測量成果（地籍調査と同等以上の精度・正確さを有するもの）についても、国土調査法第19条第5項の規定に基づき国土交通大臣が指定することにより、地籍調査と同様に取り扱うことが可能となっている。
（※令和2年3月の国土調査法改正により、測量等を実施した民間事業者に代わり自治体等が同法第19条第5項の指定申請を行うことが可能となった。）

地籍調査の概要

- 国土調査法に基づき、市町村等が実施
- 土地境界や面積等を調査し、地図を作成
- 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、登記所備付の地図になる

【地籍調査費の負担割合】
（市町村実施の場合）



【公図】明治期に作られた公図



地籍調査

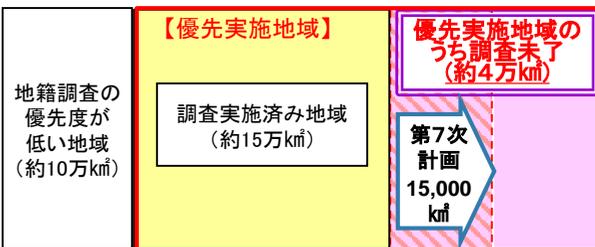
【地籍図】土地境界が正確な地図



新たな国土調査事業十箇年計画の概要

- 計画事業量 □ 十箇年間で **15,000km²**
- 進捗率目標 □ 優先実施地域での進捗率
現在：79% → **10年後：87%**

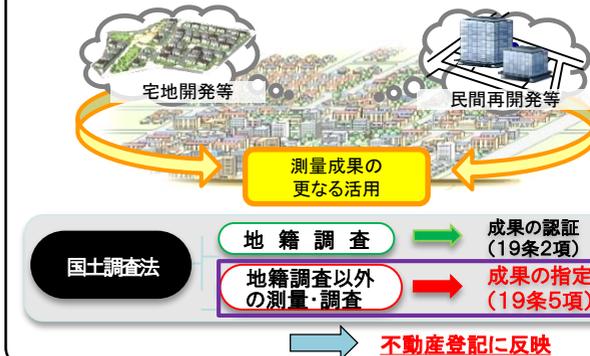
【地籍調査対象地域】（約29万km²）



民間測量成果の活用

【国土調査法第19条第5項に基づく指定制度】

土地に関する民間の測量の成果について、その精度・正確さが地籍調査と同等以上の場合には、当該成果を地籍調査と同様に取り扱えるよう国土交通大臣等が指定する制度



総 括 調 査 票

調査事案名 (30) 地籍整備の推進

②調査の視点

1. 真に必要な地域における地籍調査の実施について

地籍調査は、真に調査が必要な地域において効率的に進める必要があることから、国土交通省においては、平成28年度以降、地籍調査の重点対象を設定（現在は5分野）し、その範囲内でのみ実施するよう徹底を図ることとしているが、実際に重点対象の範囲内において調査を実施することが徹底されているか。

また、地籍調査の目的は将来的な開発や災害対応など土地利用の円滑化にあるが、今後の開発が抑制されるべき市街化調整区域において、地籍調査が実施されていないか。

③調査結果及びその分析

1. 真に必要な地域における地籍調査の実施について

(1) 重点対象の範囲内での地籍調査の状況

平成29年度以降に地籍調査を実施した自治体を対象に調査したところ、**重点5分野以外での地籍調査が8%存在し【表1】**、28年度（18%）に比べて改善されたものの、依然として重点対象範囲内での実施が徹底されていないことが確認された。

(2) 市街化調整区域での地籍調査の状況

人口減少や防災等の観点で踏まえ開発が抑制されるべき市街化調整区域において、**地籍調査を行った自治体が約3分の1を占めた【図1】**。

都道府県別にみると、地籍調査の実施面積のうち市街化調整区域が占める割合が10%を超える都道府県は22府県、うち50%を超えるのは6府県に上る【表2】。

一部の自治体への個別調査を行ったところ、市街化調整区域において、防災対策を名目としつつも、災害リスクエリア以外の面積が大部分を占めるなど防災対策上の必要性が必ずしも高くはない地籍調査が実施されている事例も確認された。

【表2】市街化調整区域での地籍調査実施面積の割合が50%を超える都道府県の状況

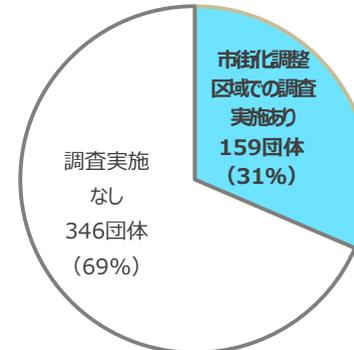
都道府県	地籍調査実施面積に占める市街化調整区域の割合
A	84.5%
B	72.4%
C	66.1%
D	63.6%
E	59.5%
F	56.2%

【表1】地籍調査における重点対象分野別の面積（平成29年度～）

分野	面積	割合
①社会資本整備	477.1km ²	19.5%
②防災対策	1,506.6km ²	61.6%
③都市開発	11.7km ²	0.5%
④森林施業・保全等	235.3km ²	9.6%
⑤所有者不明土地対策	18.3km ²	0.7%
その他	198.8km ²	8.1%

（注）複数の分野に該当する場合は分野番号のより若いものに分類。

【図1】市街化調整区域において地籍調査が実施された自治体数



（注）市街化調整区域を設定している自治体の回答結果

④今後の改善点・検討の方向性

1. 真に必要な地域における地籍調査の実施について

国土交通省は、自治体から事業計画の協議を受ける際、**重点対象の範囲内での調査計画となっているかを厳しくチェックすべき**であり、重点対象以外の分野の調査が含まれる場合は、その詳細を確認した上で、事業計画への同意の是非を判断するよう厳格な運用に見直すべき。

また、市街化調整区域において必ずしも重要性の低い地籍調査が多く実施されている可能性があることから、**重点対象分野それぞれの具体的な範囲について、適切性の判断基準をよりきめ細かく策定し、真に調査が必要な地域においてのみ調査が実施され、地籍調査が効率化されるよう不断に見直すべき。**

総 括 調 査 票

調査事案名 (30) 地籍整備の推進

②調査の視点

2. 民間測量成果の十分な把握・活用について

地籍調査の推進にあたり、民間開発や土地取引の際に作成された民間測量成果を十分に活用すべく、国土調査法第19条第5項の指定の積極的な活用を進めるべきであるが、そもそも既存の民間測量成果が自治体において十分に把握されているか。

3. 社会資本整備と連携した地籍調査の実施について

社会資本整備総合交付金を活用した基幹事業（道路整備や都市開発等）を実施する際に、併せて地籍調査を行うことが効率的であるが、こうした社会資本整備に併せた地籍調査は十分に行われているか。

それに向け、自治体において地籍調査部局と事業実施部局で十分な連携が図られているか。

【調査対象年度】
平成29年度～令和元年度

【調査対象先数】
都道府県：47先
市区町村：910先

③調査結果及びその分析

2. 民間測量成果の十分な把握・活用について

(1) 既存の民間測量成果の把握状況
調査の結果、国土調査法第19条第5項に指定される面的な民間測量の成果の有無を把握していない自治体が全体の8割以上に上ることが判明した【図2】。

また、把握していない理由として、約半数の自治体が、「把握する方法が分からないため」を挙げた。

(2) 国土調査法第19条第5項指定申請の代行制度の活用意向

民間測量成果が十分に活用されていない現状を踏まえ、国土調査法第19条第5項に基づく指定申請を自治体が代行することが可能となったが、当該制度を活用する意向を示す自治体は約3割に留まっている【図3】。

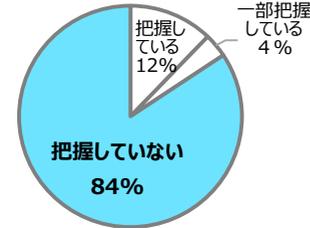
3. 社会資本整備と連携した地籍調査の実施について

(1) 社会資本整備と併せた地籍調査の実施状況
社会資本整備総合交付金を活用した基幹事業の計画のうち、地籍調査が併せて実施されたものは5%に留まった【図4】。

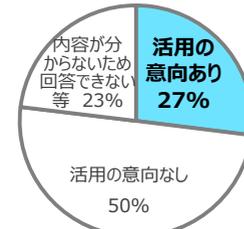
(2) 地籍調査部局と事業実施部局の連携状況
各自治体において、社会資本整備の各基幹事業を所管する事業実施部局から地籍調査部局へ地籍調査の実施を依頼するか検討を行った自治体は、20%に留まり、自治体内における地籍調査部局と各事業実施部局との連携が進まない実態が確認された【図5】。

両部局の連携に至らない理由としては、「基幹事業と地籍調査のスケジュールが合わないため」、「基幹事業の予算で用地測量を行うため」、といった回答が寄せられた。

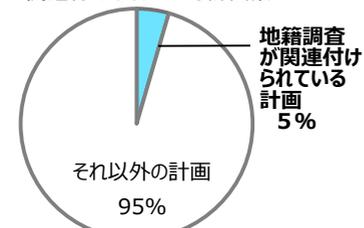
【図2】自治体における民間測量成果の把握状況



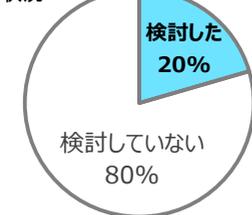
【図3】自治体による国土調査法第19条第5項指定申請の代行制度の活用に関する意向



【図4】社会資本整備総合交付金において地籍調査が関連付けられている計画数



【図5】自治体における各事業実施部局から地籍調査部局への地籍調査実施の依頼に関する検討状況



④今後の改善点・検討の方向性

2. 民間測量成果の十分な把握・活用について

自治体において民間測量成果の把握がほとんどなされていない現状が明らかになったことを踏まえ、国土交通省は、自治体による当該成果の把握を可能にする新たな仕組みを構築するための検討を早急に進めるべき。

また、自治体が国土調査法第19条第5項の指定申請を代行する新たな仕組みについて、自治体における理解がまだ進んでいない現状を踏まえ、国土交通省は、新たな仕組みの活用が図られるよう自治体へ向けた周知を徹底すべき。

3. 社会資本整備と連携した地籍調査の実施について

社会資本整備と併せた地籍調査を促進するため、国土交通省は、基幹事業と地籍調査のスケジュールの円滑な調整や、基幹事業の用地測量成果の積極的な活用などを含め、自治体内において地籍調査部局と事業実施部局とが適切な連携を進められるよう、連携に向けたガイドラインを作成するなど、自治体に対する働きかけを強化すべき。

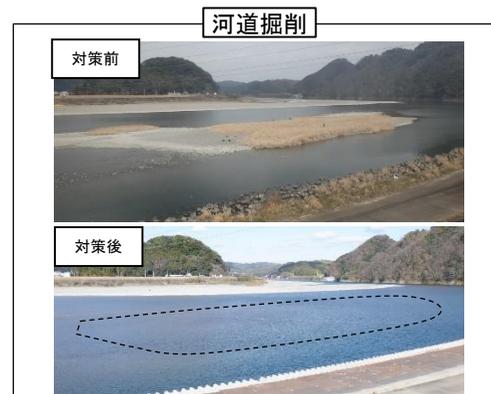
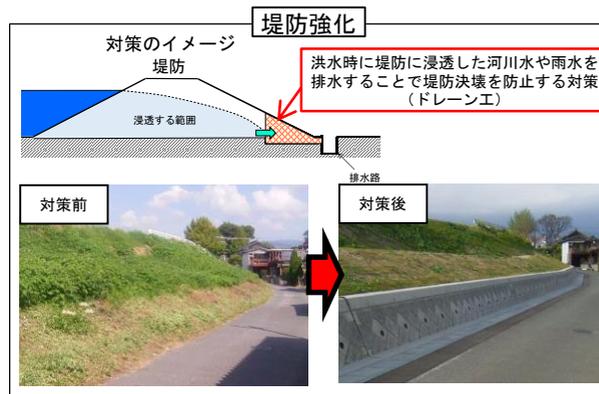
総 括 調 査 票

調査事案名	(31) 直轄河川改修事業		調査対象 予算額	令和元年度：290,680百万円の内数 ほか (参考 令和2年度：267,006百万円の内数)			
府省名	国土交通省	会計	一般会計	項	河川整備事業費、 北海道開発事業費	調査主体	本省
組織	国土交通本省			目	河川改修費	取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【事案の概要】

直轄河川においては、直轄河川改修事業等により堤防強化、河道掘削、遊水地や排水機場等整備を実施している。



総 括 調 査 票

調査事業名 (31) 直轄河川改修事業

②調査の概要・視点

直轄河川改修事業で実施されている排水機場の整備に関して、平成21年度に創設された「総合内水緊急対策」の実施要領においては、河川管理者が実施する河道整備や排水施設機能向上等の対策の他に、地方公共団体等が実施する貯留施設の整備や土地利用規制・誘導策等の対策を重層的に実施することにより、総合的に治水対策の推進を図ることとしている。

今回、総合内水緊急対策を含む排水機場の整備について、

1. 効率的・効果的に事業が実施されているか

2. 適切に事後評価が実施されているか

調査した。

【調査対象年度】

平成13年度～令和元年度

【調査対象先数】

地方整備局等：9先

【参考：総合内水緊急対策通達（抜粋）】

第一 総合内水対策協議会等の設置

河川管理者と地方公共団体等が連携してハード対策とソフト対策を実施することが重要であることから、浸水被害対策に関わる担当部局等からなる総合内水対策協議会等を設置し、効果的かつ効率的な対策の確立に資する協議等を実施する。

第二 総合内水対策計画の策定方針

総合内水対策協議会等は、総合内水対策の具体的な施策を総合内水対策計画として策定する。

第三 総合内水対策緊急事業の事後評価の実施

内水対策河川管理者は、事業実施において、国土交通省所管事業の事後評価を実施する。

③調査結果及びその分析

1. 効率的・効果的な事業の実施

(1) 総合内水緊急対策の創設（平成21年度）以降に着手された18施設のうち、総合内水対策計画（以下、「計画」という。）に基づき整備した施設は8施設であり、半数以下となっている。

計画なしに整備した10施設については、地方公共団体等が実施するハード整備・土地利用規制等・ソフト対策の検討の有無が確認できなかった。

(2) 計画なしに整備した10施設の中には、排水ポンプ車の排水能力以下の施設が5施設あった。

また、これらについては、代替案との比較検討・公表が行われていなかった。

<参考：排水ポンプ車と排水機場の比較の一例>

	排水ポンプ車	排水機場
特徴	・浸水状況等を見ながら、都度、設置箇所を変更可能。	・樋門の開閉に合わせた運転が可能のため、水位変化に応じた運転が可能。
耐用年数	15年程度で更新	15年程度で分解・整備
設置費用 (排水量1m ³ /秒)	約90百万円	約200百万円
維持更新費用 (排水量1m ³ /秒) ※15年	約150百万円	約70百万円



排水機場



排水ポンプ車

(3) 平成20年度以前に着手した施設の中には、着手後の地元調整等により大幅に事業費が増加しているにもかかわらず、それを踏まえた計画全体の見直しによる効率化の余地について、具体的な検討の有無が確認できないものが1施設あった。

【表1】過去15年間で整備した施設の実施状況

	施設数	総合内水対策計画の内容について		
		ハード整備 (地方公共団体等実施)	ソフト対策実施 (情報提供等)	土地利用規制 等の実施
過去15年間で整備した施設総数	49	19	21	17
平成21年度以降（総合内水緊急対策の創設以降）着手	18	8	8	8
うち計画があるもの（総合内水対策計画に基づき整備した施設）	8	8	8	8
うち代替案と比較検討し、公表しているもの	4	4	4	4
うち計画がないもの	10	—	—	—
うち排水ポンプ車の排水能力（1m ³ /秒）以下の施設	5	—	—	—
平成20年度以前着手	31	11	13	9

2. 適切な事後評価の実施

事後評価が実施された施設（14施設）のうち、地方公共団体等が実施するハード整備・ソフト対策・土地利用規制等について、いずれも評価をしていないものが10施設あった。

【表2】事後評価が実施された施設の実施状況

	施設数	ハード整備の評価 (地方公共団体等実施)	ソフト対策実施の評価 (情報提供等)	土地利用規制 等の実施の評価
地方公共団体等が実施する対策について個別の評価をしているもの	14	4	4	3
地方公共団体等が実施する対策について個別の評価をしていないもの		10	10	11

④今後の改善点

1. 効率的・効果的な事業の実施

(1) 河川管理者や地方公共団体等の対策を重層的に実施するとしている「総合内水緊急対策」の趣旨を踏まえた整備のあり方とすべき。

(2) 計画なしに整備する排水機場の新設・増設事業にあつては、特に実施の必要性の有無を含め、効率性を検討すべき。

(3) 事業計画の変更にあつては、計画全体の見直しによる効率化について、透明性の観点からも代替案との比較検討・公表の仕組みを検討すべき。

2. 適切な事後評価の実施

事業の事後評価に当たっては、地方公共団体等が実施するハード整備・土地利用規制等・ソフト対策の実施状況も含め計画全体を評価すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名	(36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等			調査対象 予算額	令和元年度：902百万円 ほか (参考 令和2年度：2,670百万円)		
府省名	環境省	会計	一般会計	項	生物多様性保全等推進費	調査主体	共同
組織	環境本省等			目	鳥獣捕獲等事業交付金ほか	取りまとめ財務局	(北陸財務局)

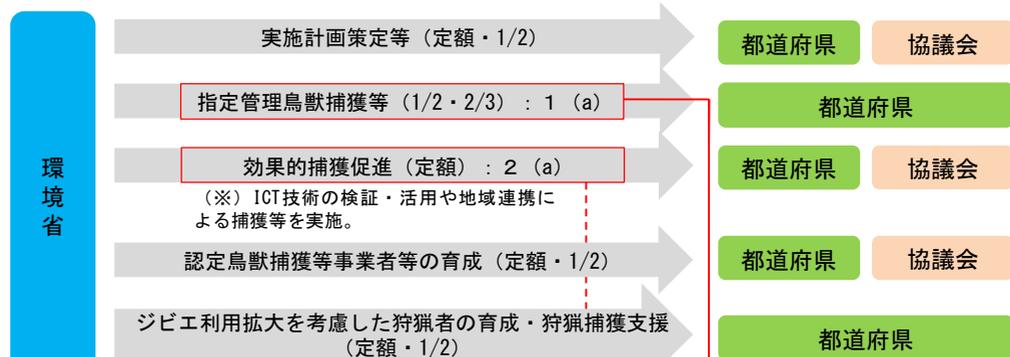
①調査事案の概要

【事案の概要】

＜ア. 指定管理鳥獣捕獲等事業＞

指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う指定管理鳥獣の捕獲事業等を交付金により支援する事業である。

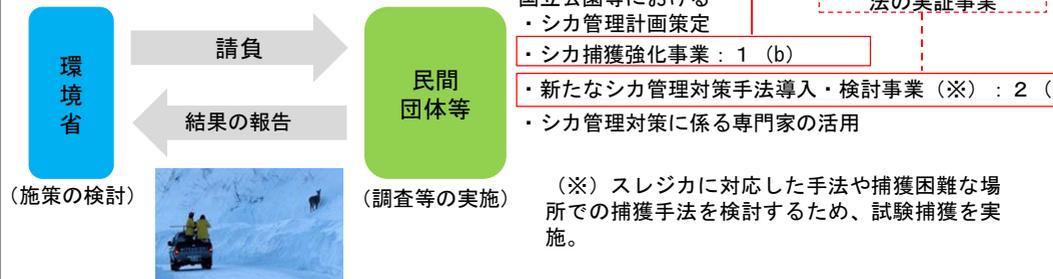
【イメージ】



＜イ. 国立公園等シカ管理対策事業＞

国立公園等のニホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲を推進する事業である。

【イメージ】



今回の調査における該当箇所

【背景】

自然生態系等への影響及び農林水産業被害の深刻化を受けて、平成25年度に策定した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」において、10年後の令和5年度末までの個体数を半減させる目標を設定している。

ニホンジカの推定個体数（平成29年度末時点）



出展：環境省HP (<https://www.env.go.jp/press/107256.html>)

イノシシの推定個体数（平成29年度末時点）



出展：環境省HP (<https://www.env.go.jp/press/107256.html>)

総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等

②調査の視点

1. 一般的な捕獲事業について

<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>

- (1) 委託内容、捕獲実績について
 ・捕獲事業を実施するにあたり、適切な捕獲目標頭数を設定しているか。
 ・捕獲実績が捕獲目標頭数に達しない場合、変更契約を行う規定があるか。

③調査結果及びその分析

1. 一般的な捕獲事業について

<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>

(1) 委託内容、捕獲実績について

・令和元年度における指定管理鳥獣捕獲等事業メニューを実施していた道府県のうち、捕獲目標頭数（以下、「目標頭数」という。）自体は設定しているが、契約書（仕様書）に目標頭数を設定していない道府県が、7箇所（21%）あった。また、20箇所（59%）が減額協議条項（※）を契約書に盛り込んでおらず、こうした道府県では、実際の捕獲頭数が目標頭数に到達しない場合でも契約額を減額しないケースがみられた。【図1】

【表1】

（※）捕獲頭数が目標頭数に到達しないとき、また人日数が目標に到達しないときに契約額について協議する条項（以下、「減額条項」という）。

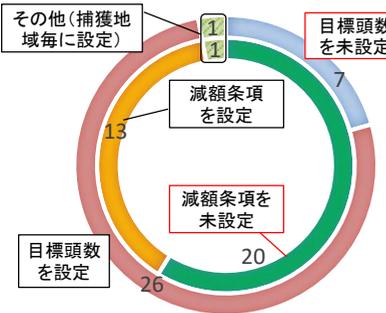
【表1】各道府県の対応例

A県の対応（減額条項有り）	B県の対応（減額条項無し）
目標頭数：3,300頭 捕獲頭数：2,658頭（81%） 減額変更：あり <減額変更の内容> 目標頭数に達しない場合は、総捕獲頭数と目標頭数との差に16,797円（捕獲個体一頭あたりの活動経費）を乗じた額を契約額から減じる。	目標頭数：330頭 捕獲頭数：64頭（19%） 減額変更：なし

（※）減額条項を設定していない各道府県の目標頭数達成率（捕獲頭数÷目標頭数）及びCPUE（捕獲効率）を減額条項を設定している各道府県のそれと比較検証したところ、いずれも大きな差異はなく、減額条項を設定している道府県に比べて、減額条項を設定していない道府県の捕獲が特に困難とは言えない。

・減額条項の設定がない各道府県（シカ猟を実施している15箇所）のそれぞれの過去3年間の目標頭数達成率を見ると、目標頭数に3年連続で及ばない道府県が8箇所（53%）あり、3年連続で目標頭数達成率50%を割っていたところは4箇所（27%）あった。【図2】

【図1】目標頭数及び減額条項の設定の有無（令和元年度）



④今後の改善点・検討の方向性

1. 一般的な捕獲事業について

<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>

- (1) 委託内容、捕獲実績について
 ・捕獲事業を実施する際には、各道府県において設定している目標頭数を契約書（仕様書）に設定したうえで、減額条項を盛り込むべき。
 ・複数年にわたり捕獲頭数が目標頭数に達していない場合は、過去の捕獲実績を踏まえて、現実的な目標頭数を設定すべき。

総 括 調 査 票

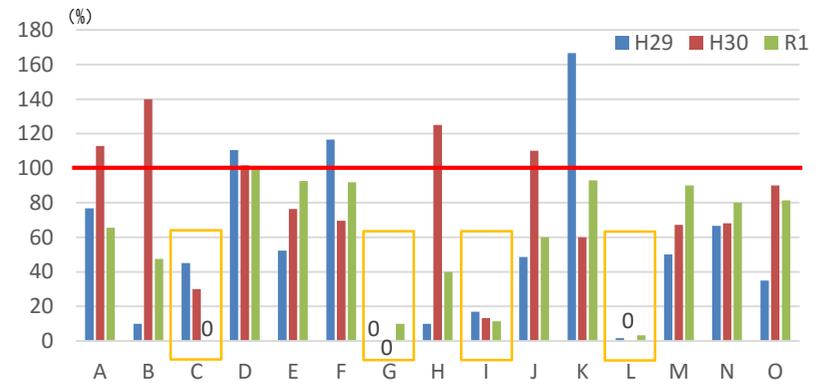
調査事案名 (36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等

②調査の視点

- (2) 環境省の査定について
 - ・環境省として、各道府県に対する交付決定を行う際に、査定を適切に行っているか。
- (3) 各道府県の諸経費について
 - ・各道府県が設定している諸経費にはばつきがないか。

③調査結果及びその分析

【図2】道府県における目標頭数達成率一覧（シカ猟）



(※平成29年度から令和元年度まで3年連続で減額条項の設定がない道府県に限る)

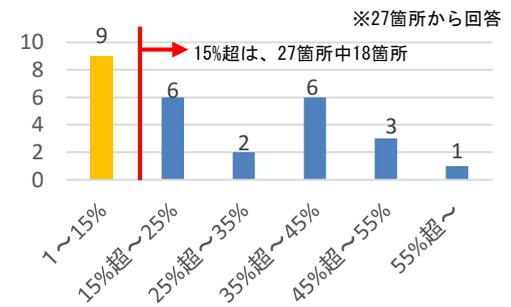
- (2) 環境省の査定について
 - ・令和元年度における本事業の要望額充足率（各道府県からの要望額に対する環境省の交付決定割合）について、環境省から聴取したところ、全交付先41先中39先が「100%」となっており、ほぼ全ての道府県において、要望額が満額交付されていた。

(3) 各道府県の諸経費について

- ・各道府県における諸経費率（一般管理費）に大きな差が見られた。【図3】
- ・なお、国立公園等におけるシカ捕獲強化事業の諸経費率（一般管理費）は、15%に設定されている。

(※) 同一道府県で猟法毎に異なる諸経費率（一般管理費）を設定をしている場合は、平均で算出。

【図3】諸経費率（一般管理費）



④今後の改善点・検討の方向性

- (2) 環境省の査定について
 - ・各道府県の要望額に対して、ほぼ要望額どおりの交付がなされていることから、交付にあたっては、過去の捕獲実績や減額条項の有無を踏まえて、費用対効果が高いところに優先的に配分する等、環境省として査定を行うべき。
- (3) 各道府県の諸経費について
 - ・各道府県の諸経費率に大きな差が見られるため、上限割合の設定や一定割合に統一することを検討すべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等

②調査の視点

<b. シカ捕獲強化事業>

・捕獲実績が目標頭数に達しない場合、変更契約を行う規定があるか。

2. 試験的な捕獲手法の実証事業について

<a. 効果的捕獲促進事業>

・効果的捕獲促進事業（ICT技術の検証・活用や地域連携による捕獲等を実施）について、事業効果の検証が行われているか。

③調査結果及びその分析

<b. シカ捕獲強化事業>

・令和元年度にシカ捕獲強化事業を実施している国立公園等（以下、「公園等」という。）で、目標頭数を設定している4箇所のうち、契約書に減額条項を設定していなかった公園等は、3箇所であった。（目標頭数を設定していない公園等については、特定エリアへの侵入を防止するための捕獲等であり、目標頭数を設定しないことに合理的な理由があった。）

（※）公園等は、アクセスが困難で狩猟による捕獲圧がかかりにくく、一般的に捕獲が難しいとされているが、目標頭数を設定している4箇所と1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>を実施している各道府県の目標頭数達成率（捕獲頭数÷目標頭数）及びCPUE（捕獲効率）を比較検証したところ、いずれも大きな差異はなく、1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>に比べて公園等の捕獲が特に困難とは言えない。

2. 試験的な捕獲手法の実証事業について

<a. 効果的捕獲促進事業>

・1,000万円を上限として定額で補助される本事業については、既に全国各地の道府県でICT技術の検証・活用や地域連携による捕獲の実施が行われていた。
【表2】
・同一地域で複数年同種の事業を実施していた箇所は、11箇所あり、そのうち2箇所は4年連続（平成28年度から令和元年度まで）で実施、2箇所は3年連続で実施、7箇所は2年連続で実施していた。
・定額で補助される本事業の実施期間の上限は定められていない。
・平成29年度から令和元年度までに実際にICTわなを活用した捕獲を実施した24道府県のうち、見回り負担の軽減につながらなかった、または不明だった箇所は12箇所（50%）であった。（1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>においても、ICTわなを活用した捕獲を実施した23道府県のうち、見回り負担の軽減につながらなかった箇所は13箇所（57%）であった。）
・全国各地の道府県で実施されている取組の成果について、横断的に取りまとめられたものはない。

【表2】効果的捕獲促進事業の実施状況

(箇所)

	ICT技術の検証・活用	地域連携による捕獲	その他 (夜間猟銃等)	合計
H29	7	7	3	17
H30	10	8	0	18
R1	9	9	3	21
合計	26	24	6	56

④今後の改善点・検討の方向性

<b. シカ捕獲強化事業>

・捕獲事業を実施する際には、1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>と同様に、目標頭数を設定している公園等においては、減額条項を盛り込むべき。

2. 試験的な捕獲手法の実証事業について

<a. 効果的捕獲促進事業>

・1,000万円を上限として定額で補助される本事業について、同一地域で複数年同種の事業を実施している場合は、例えば2年間の実施を認める等、実施期間に上限を設定し、効果検証後も引き続き、同手法による捕獲等を実施する場合は、定率で補助される一般的な捕獲事業（1<a. 指定管理鳥獣捕獲等事業>）に移行すべき。

・ICTわなの活用については、必ずしも見回りの負担軽減につながっていないことを踏まえて、どのような条件下であれば、見回り労力の軽減やコストの軽減につながるのか、明らかにすべき。

・全国各地の道府県において、ICT技術の検証や地域連携の取組が実施されていることを踏まえて、これから取り組む地域の参考として、これまでの事例の評価、検証を行い、評価・検証の結果を環境省として、横断的に取りまとめ、それらの情報を全国に情報提供し、技術的な助言を行うべき。

総 括 調 査 票

調査事案名 (36) 指定管理鳥獣捕獲等事業等

②調査の視点

〈b. 新たなシカ管理対策手法導入・検討事業〉

・新たなシカ管理対策手法導入・検討事業（スレジカに対応した手法や捕獲困難な場所での捕獲手法を検討するため、試験捕獲を実施）について、事業効果の検証が行われているか。

【調査対象年度】
平成29年度～令和元年度

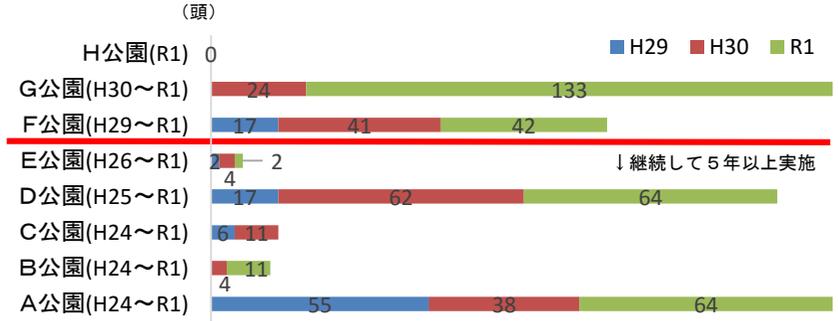
【調査対象先数】
ア：34道府県 イ：23公園等

③調査結果及びその分析

〈b. 新たなシカ管理対策手法導入・検討事業〉

・本事業を令和元年度まで継続して5年以上実施している公園等は5箇所あった。そして、そのうちの1箇所については、平成24年度から事業を実施しているものの、効果的な対策が見いだせていない状況にある。【図4】（過去、平成27年度～平成29年度の3年間に事業を実施していたが、有効な手段が見いだせないことから以降の事業を実施していない公園もあった。）
・一部の公園等については、着実に捕獲が進み、効果が見られたところもあった。【図4】

【図4】各公園等の事業実施状況及び直近3か年の捕獲頭数



④今後の改善点・検討の方向性

〈b. 新たなシカ管理対策手法導入・検討事業〉

・本事業の実施にあたっては、複数年同種の事業を実施している場合は、上限期間を設定し、事業継続の有効性を判断するべき。

・捕獲頭数が安定してきた場合は、試験的な捕獲から一般的な捕獲事業（1〈b. シカ捕獲強化事業〉）へ切り替え、目標頭数を定めたうえで、減額条項を盛り込むべき。